

令和 8 年 3 月 1 8 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 3 回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 3 回定例会議事日程

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水)
午後 1 時 3 0 分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 非公開審議の決定
- 6 報告事項
 - (1) 令和 8 年第 1 回千葉市議会定例会について …… 1
[総務課]
 - (2) 令和 9 年度 (令和 8 年度実施) 公立学校教員採用候補者選考について …… 3
[教育職員課]
 - (3) 教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業について …… 3 9
[教育給与課・教育職員課]
 - (4) 令和 8 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について …… 4 1
[教育改革推進課]
 - (5) 令和 8 年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について …… 4 3
[教育改革推進課]
 - (6) 令和 8 年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について …… 4 5
[教育支援課]
 - (7) 令和 7 年度第 2 回長柄ジョイントキャンプの実施について …… 4 7
[教育センター]

7 議決事項

- 議案第12号 千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について
…………… 4 9
[教育支援課]
- 議案第13号 第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しに
ついて
…………… 7 5
[生涯学習振興課]
- 議案第14号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について
…………… 7 7
[総務課]
- 議案第15号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について
…………… 7 9
[教育職員課]
- 議案第16号 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について
…………… 8 3
[教育改革推進課]
- 議案第17号 千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について
…………… 8 5
[教育支援課]
- 議案第18号 千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について
…………… 8 7
[教育給与課]
- 議案第19号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について
…………… 9 1
[教育給与課]
- 議案第20号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正
について
…………… 9 5
[教育給与課]
- 議案第21号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者
選抜の日程について
…………… 1 0 1
[教育改革推進課]
- 議案第22号 千葉市指定文化財の指定について
…………… 1 0 3
[文化財課]

議案第 23 号 職員の人事について

……………【別冊】

[教育職員課]

8 その他

9 閉会

令和８年第１回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

１ 会 期 ２月１８日～３月１７日

２月２６日、２７日	代表質疑
３月５日	予算審査特別委員会分科会
３月６日	教育未来委員会
３月１０日～１６日	一般質問
３月１６日	予算審査特別委員会分科会報告、意見表明、採決
３月１７日	常任委員会委員長報告、討論、採決

２ 提出議案の審議状況

- (１) 令和７年度千葉市一般会計補正予算（第６号）
（学校給食費支援） 【令和８年教委議案第４号】
- (２) 令和７年度千葉市一般会計補正予算（第７号）
（教育みらい夢基金積立金・学校施設の環境整備等）【令和８年教委議案第４号】
- (３) 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
【令和８年教委議案第６号】
- (４) 千葉市青少年センター設置管理条例の廃止について
【令和８年教委議案第９号】
- (５) 工事請負契約について（特別史跡加曽利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業
建設工事） 【令和８年教委議案第１０号】
- (６) 令和８年度千葉市当初予算（一般会計・学校給食事業特別会計）
【令和８年教委議案第５号】
- (７) 教育長の任命について

※（１）については、物価高対策として、市民生活への支援を速やかに実施するため、委員会付託は省略し、２月１８日の本会議において可決された。

（２）～（５）については、教育未来委員会の審査を経て、３月１７日の本会議において可決された。

（６）については、予算審査特別委員会分科会の審査、予算審査特別委員会の採択を経て、３月１７日の本会議において可決された。

（７）については、３月１７日に追加議案として上程され、同日の本会議において、鶴岡克彦氏を教育長に任命することについて同意された。

3 代表質疑・一般質問

(1) 代表質疑 (議員が執行部に対し、予算議案など現に議題となっている事件について、討論、採決に入る前に、会派を代表して、その疑義を質すために行う発言)

代表質疑を行った4会派全てが教育委員会に関する質疑を行った。

- ※主な内容
- ・ 共同親権について
 - ・ 市立高等学校の特色化・魅力化について
 - ・ 令和8年度の学校給食費について
 - ・ 南部青少年センターの廃止について
 - ・ 教育の質の向上に資する人員配置と環境整備について
 - ・ 部活動の地域展開について
 - ・ 加曽利貝塚の新博物館について
 - ・ 不登校児童生徒への新たな支援について
 - ・ 学校施設の環境整備について
 - ・ 特別史跡加曽利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業について

(2) 一般質問 (議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言)

32人から通告があり、うち15人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な内容
- ・ 文化財保存活用地域計画について
 - ・ がん対策について(がん教育)
 - ・ 発達支援について(吃音支援)
 - ・ 学校における働き方改革について
 - ・ 若葉図書館西都賀分館について
 - ・ 読み書きに困難のある児童生徒への支援について
 - ・ 小中学校のカーテン清掃・交換について
 - ・ 教育について(学校給食費負担軽減・学校体育館エアコン整備・教員の処遇改善)
 - ・ 土気公民館・土気市民センターについて
 - ・ アフタースクールと子どもルームについて
 - ・ 学校の給食の栄養バランスについて
 - ・ 不登校児童生徒への支援について
 - ・ 高洲コミュニティセンター周辺の交通安全対策について(通学路)
 - ・ 学校施設のエアコン整備について
 - ・ 教員の職務と取り巻く環境について

令和9年度（同8年度実施） 公立学校教員採用候補者選考実施要項 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会合同実施

合同実施について

千葉県と千葉市は従来どおり、合同で教員採用候補者選考を実施します。
待遇面で千葉県と千葉市で異なることがあります。詳細については、2次合格者説明会でお知らせします。



実施要項

受付期間 令和8年4月1日（水）～5月11日（月）午後5時
《原則電子申請（インターネット）受付》

☆裏表紙のフローチャートで、受験区分を確認の上、申請してください。

ホームページ「令和9年度（令和8年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の御案内」
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/ninyo/r09/saiyousenkou-annai.html>)

又は下記二次元コードから

小学校	中学校・高等学校	特別支援教育	養護教諭・栄養教諭	ちば夢チャレンジ特別選考

※昨年度の「ちば夢チャレンジ特別選考」通過者は、それぞれの
学校種等から申請

※本年度「ちば夢チャレンジ特別
選考」を受験する方は、「ちば夢
チャレンジ特別選考」から申請

※受付期間内であれば、申請した内容を修正することができます。

その場合は、「ちば電子申請サービス」トップページの上部タグ「申込内容照会」からお願いします。

※ただし、上記の電子申請の種類（学校種等）を間違えた場合、修正ができない場合がありますので、十分に確認してください。

※申込締切の直前は回線が大変混雑します。また、システム管理等のため一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申し込んでください。

第1次選考日 令和8年7月5日（日）

選考会場 千葉会場・盛岡会場・名古屋会場・関西会場

第2次選考日 小学校以外の志願者（予定） 令和8年8月16日（日）～18日（火）

小学校・特臨の志願者（予定） 令和8年8月22日（土）～24日（月）

選考会場 千葉会場 のいずれか指定した1日

1 選考の目的

この選考は、千葉県内の公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員を志願する方から、採用候補者を選考するために行います。

2 千葉県・千葉市が求める教員像

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

◎令和7年度からいわゆる講師等として臨時的に任用されている方の「職名」が、一部「教諭」と位置づけされたため、本文中の令和7年度以前が含まれる表記については、「特別臨時的任用講師」は、「特別臨時的任用教諭」、その他は「講師等」で統一しております。

3 出願資格

<一般選考・教職経験者特例選考・特別選考（ちば夢チャレンジ特別選考は除く。）>

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
 - (2) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者(32ページ参照)
 - (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
 - (4) 特定性犯罪の前科のない者
 - (5) 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状(ただし、実習免許状は除く。)を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者(幼稚園教諭特別選考、ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ・Ⅱは除く。)
- ※ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。
- ※ 令和8年度教員資格認定試験による取得見込みの場合は、今回の選考には出願できません。
- ※ 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する正規の公立学校教員(実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)として勤務する者が、他の学校種等での勤務を希望する場合は、人事異動での対応となるため本選考には志願できません。

<ちば夢チャレンジ特別選考>

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた者
 - (2) 令和10年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において、一般選考で受験を予定する者のうち希望者※
 - (3) 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者(32ページ参照)
 - (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
 - (5) 特定性犯罪の前科のない者
 - (6) 志願に必要な教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状(ただし、実習免許状は除く。)を有する者又は令和10年3月31日までに取得見込みの者等
- ※ 学生、新卒者、既卒者を問わない

4 選考の対象となる学校種等、教科等、募集人員 ※募集人員については予定人数です。

学校種等	教科等	備考	募集人員
小学校	小学校一般	—	約650人
中学校	技術	—	
中高共通	国語、社会 ^{※1} (地理歴史・公民)、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語	中高共通については、当該教科の中高両方の免許状を有することが望ましいが、いずれか一方のみの免許状を有する者も受験できる。 ※1 高等学校を志願する場合は、地理歴史と公民の両方の免許状を有することが望ましい。	約780人
高等学校	書道 ^{※2} 、商業、福祉、情報、看護、水産(航海・機関 ^{※3※4} ・食品 ^{※5})、農業(食品製造・園芸・畜産・土木造園)、工業(電気・機械・工業化学・建設)	※2 書道については、国語の免許状を有することが望ましい。 ※3 水産(航海・機関)については、水産又は商船いずれかの免許状を有すること。ただし、商船免許状のみの合格者は、採用後に水産免許状を取得することが望ましい。 ※4 水産(航海・機関)については、3級若しくは4級海技士(航海)、又は3級若しくは4級海技士(機関)のいずれかの資格を有する者又は令和10年3月31日までに取得見込みの者。原則として、4級海技士を有する者は、採用後に3級海技士の資格を取得することを条件とする。 ※5 水産(食品)については、水産の免許状を有すること。	全教科で35人程度
特別支援教育	—	特別支援教育については、特別支援学校の免許状(いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。)に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有すること。	約170人
養護教諭	—	保健師資格を基に養護教諭免許状を取得する場合は、令和8年3月までに保健師国家試験に合格していること。	約60人
栄養教諭	—	一般選考のみ実施。 令和8年5月1日現在、県費負担である正規の学校栄養職員として勤務する者は対象外。※千葉県のみ採用	3人程度

◎中学校・中高共通・高等学校では、学校事情等により、受験した教科以外に、所有する免許状の教科を担当することもあります。

◎特別支援教育では、全ての学校種において、特別支援教育を推進していくため、採用時は、原則、特別支援学校としますが、その後、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校へ異動することもあります。

(1) 選考方法の選択について

受験区分（ 一般選考 教職経験者特例選考 特別選考 ）の中のいずれかから1つを選択します。
 更に、 選考枠 （詳細7ページ）に該当するものがあれば、その枠で選考を受けることができます。
※受験区分・選考枠の要件は、年度ごとに異なりますので、必ずご確認ください。

① 一般選考

教職経験者特例選考、特別選考のいずれにも該当しない者は、一般選考となります。

② 教職経験者特例選考（詳細4～5ページ参照）

すべての学校種・教科において、講師等、教職の経験がある者を対象に、教職経験者特例選考を実施します。
 募集人員は当該学校種等に含まれます。

③ 特別選考（詳細5～6ページ参照）

特別選考の名称	対 象	学校種・教科	募集人員
ちば夢チャレンジ	P2「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」参照	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	—
大学推薦	千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会の指定する関係大学長により推薦された者	小学校・中学校技術 中高数学・理科・美術	当該学校種等を含む。
千の葉の先生養成塾生	第2期 千葉県・千葉市千の葉の先生養成塾生のうち、 第2期 前期修了認定証を授与された者	小学校	当該学校種等を含む。
幼稚園教諭 A・B	幼稚園教諭免許を有する者もしくは令和8年度中に取得見込みの者で、小学校での指導に意欲のある者 ※Bは最大3年間猶予	小学校	当該学校種等を含む。
教職大学院	教職大学院で学んだ専門性を児童生徒の指導に生かすため、教職大学院に在学中又は卒業後2年以内で、児童生徒の教育に意欲のある者	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種等を含む。
社会人	民間企業や国際貢献活動、日本人学校等での実務経験を児童生徒の指導に生かすため、民間企業や国際貢献活動での一定期間以上の経験を有し、児童生徒の教育に意欲のある者	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	当該学校種等を含む。
養護教諭特別	看護師としての実務経験を児童生徒の指導に生かすため、看護師経験を有し、児童生徒の養護に意欲のある者	全学校種	若干名
ちばスペシャリスト I・II (教育職員免許状の 所有の有無に 関わらない選考)	高等学校美術・工芸・家庭・福祉・水産・情報・看護・英語科の授業を担当するため、調理師・介護福祉士・海技士・情報技術者・看護師等の資格や実務経験、入賞経験等を有し、調理師・介護職員・海技士・情報・看護・英語の能力育成等に意欲のある者	高等学校 美術・工芸・家庭 福祉・情報 看護・英語 水産（航海・機関）	若干名

(2) 受験区分と要件

受験区分		受験区分により必要な要件
一般選考		— ※「ちば夢チャレンジ（令和7年度実施）通過者」は一般選考となります。
教 職 経 験 者 特 例 選 考	講師等A	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用又は会計年度任用職員（※6に示すもの）・任期付職員（千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。）として、令和7年度の勤務実績において、1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の者又は令和8年5月1日現在、1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の者 ② 次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 過去3年度（令和5年度から令和7年度）に本県の公立学校における臨時的任用の講師・養護教諭又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員として、通算12か月以上の実務経験があること。*7 (イ) 過去3年度（令和5年度から令和7年度）に次のa～dを合算して通算18か月以上の実務経験があること。*7 <ul style="list-style-type: none"> a 本県の公立学校における臨時的任用の講師・養護教諭又は育休任期付職員・配偶者同行休業任期付職員の实務経験 b 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会が任命する1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の会計年度任用職員又は任期付職員・養護教諭の実務経験 c 千葉県内の市町村教育委員会が任命する会計年度任用職員及び非常勤講師・任期付職員・養護教諭で、千葉県教育委員会が指定するものの実務経験（特例の対象に該当するか否かは、当該市町村教育委員会に照会すること）*6 d 千葉県内の国立大学法人附属学校の臨時的任用の講師又は1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員・養護教諭の実務経験*6
	講師等B	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 令和8年度（同7年度実施）の公立学校教員採用候補者選考（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会）で第1次選考を、本年度の志願と同校種・教科で受験し合格、第2次選考を受験した者 ② 令和8年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師等・養護教諭又は会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員（千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。）として、1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の者*6 <p>*令和8年度（同7年度実施）選考を、特別臨時的任用教諭特例、大学推薦特別選考、元教諭特例選考Bで受験した者は除く。</p>
	講師等C	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 令和8年度（同7年度実施）の公立学校教員採用候補者選考（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会）において、ちば夢チャレンジ特別選考（令和6年度実施）通過者として第1次選考を受験した者 ② 令和8年5月1日現在、本県の公立学校において、千葉県・千葉市が任命する臨時的任用の講師等・養護教諭又は会計年度任用職員・非常勤の講師・任期付職員（千葉県内の市町村教育委員会が任命するもので、千葉県教育委員会が指定するものを含む。）として、1週間当たりの勤務時間が20時間以上（又は週12単位時間以上）の者*6
	他県等現職	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③のすべてに該当する者 ① 他県等において、国公立学校（幼稚園を除く。以下において同じ。）の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として令和8年4月1日現在で、2年以上の実務経験を有する者（任期付以外の正規採用の者に限る。）*7 *8 ② 令和8年4月1日現在（秋・冬選考においては志願時）、国公立学校の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として任用されている者（任期付以外の正規採用の者に限る。）*9 <p>※休職、育児休業中の者を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 他県等において、国公立学校の主幹教諭・指導教諭・教諭又は養護教諭として、任期付以外の正規採用で2年以上の勤務経験のある学校種・教科を志願する者*9

教 職 経 験 者 特 例 選 考	元教諭A	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③のすべてに該当する者 ① 平成24年4月1日以降に退職した者 ② 本県又は他の都道府県（政令指定都市を含む。）の国公立学校で主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭として過去に3年以上の実務経験（任期付以外の正規採用に限る。）を有する者^{※7 ※8} ③ 勤務経験のある学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者^{※9}
	元教諭B	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 元教諭特例選考Aの志願要件を満たす者 ② 志願時において、本県臨時的任用講師等をしており、且つ、志願時点で連続12か月以上勤務している者^{※7}
	本県現職実習助手等	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 本県において、公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員（任期付以外の正規採用に限る。）として、令和9年3月31日現在で、3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8} ② 令和8年4月1日現在、本県の公立学校の正規の実習助手又は寄宿舎指導員として任用されている者
	特別臨時的任用教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③のすべてに該当する者 ① 令和7年度又は令和8年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において「特別臨時的任用教諭」として結果通知され、「特別臨時的任用教諭」名簿に登載されている者 ② 令和8年5月1日現在、当該学校種・教科で臨時的任用教諭として任用されている者 ③ 当該学校種・教科（養護教諭は養護教諭の選考）を志願する者^{※9} <p>*中高共通の場合、任用されている校種のみ希望となります。</p>
特 別 選 考	ちば夢チャレンジ	2ページ「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」参照
	大学推薦	・資格要件等は、関係大学等に送付する大学推薦制度実施要綱による。
	千の葉の先生養成塾生	・資格要件等は、千の葉の先生養成塾実施要綱による。
	幼稚園教諭A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、幼稚園等で正規職員として継続して3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8} ※小学校教諭普通免許状を取得又は令和9年3月31日までに取得見込みでも受験可能となります。 ※合格後の扱いについては、16ページ「9 採用候補者名簿への登載（3）」を参照。
	幼稚園教諭B	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年3月31日までに幼稚園教諭普通免許状を取得見込みの者 ※小学校教諭普通免許状を取得していない、又は令和9年3月31日までに取得見込みではないことを条件とします。 ※合格後の扱いについては、16ページ「9 採用候補者名簿への登載（3）」を参照。
	教職大学院	・教職大学院を令和9年3月31日までに修了見込みの者又は令和7年4月1日以降に修了した者
考	社会人	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②のいずれかに該当する者 ① 民間企業等経験者 法人格を有する民間企業（学校法人を除く）、官公庁等の正規職員（小・中・高・特別支援学校の教員を除く。）として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、継続して3年以上（企業・職種がかわっても通算可。休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務経験を有する者^{※7 ※10} ② 国際貢献活動経験者 「JICA海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の派遣実績・実務経験を有する者^{※7 ※11}
	養護教諭特別	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 看護師免許を有している者 ② 令和8年4月1日現在で、正規採用の看護師として通算3年以上の実務経験を有する者（現在、看護師として勤務していなくても可。）^{※7 ※8} <p>*保健師、助産師としての実務経験も含む。</p>

<p>特 別 選 考</p>	<p>ちば スペシャリストⅠ (教育職員免許状 の所有の有無に関 わらない選考^{※13}) 高等学校 美術・工芸 家庭・福祉 情報・看護 英語</p>	<p>・令和8年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者 ・いずれの教科についても、①、②とも現在、勤務していなくても可</p> <p>美術 ① 文化・芸術の分野において、国際的又は全国レベルのコンクール等で上位入賞又はこれ らの者を指導育成した実績(経験)を有する者 ② その分野で3年以上の社会人経験^{※7 ※8} ※学芸員資格があれば望ましい。</p> <p>工芸 ① 文化・芸術の分野において、国際的又は全国レベルのコンクール等で上位入賞又はこれ らの者を指導育成した実績(経験)を有する者 ② その分野で3年以上の社会人経験^{※7 ※8} ※伝統工芸士の資格があれば望ましい。</p> <p>家庭 ① 専門調理師資格を有する者 ② 調理師資格を有する者で調理師として、正規採用で5年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8}</p> <p>福祉 ① 正規採用の介護福祉士として3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8} ② 介護福祉士資格を有し、介護福祉士養成機関(福祉科を設置する高等学校を含む。)の 専任教員(福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤講師を含む。)として3年 以上の実務経験を有する者^{※7 ※8}</p> <p>情報 ① 情報技術に係る次のいずれかの資格^{※12}を保有している者であって、かつ情報システム の開発、保守又は運用に関わる職に、3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8} 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、 プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、 エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者</p> <p>看護 ① 正規採用の看護師、保健師、助産師として、3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8} ② 看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有し、看護師養成機関の専任教員(実習 助手を含む。)として3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8}</p> <p>英語 ① 次の(ア)～(オ)のすべてに該当する者 (ア) 日本国内の在留資格を有する者(永住者を含む。) (イ) 海外の大学を卒業し、学士以上の学位を有する者 (ウ) 英語を母国語又は公用語とする者 (エ) 学校教育法第1条に規定する日本国内の学校において、教諭・講師(常勤又は非常 勤)・ALTのいずれかの職名で教科に関する授業に携わった経験が、2年以上ある者 (オ) 1次及び2次選考時において、日本語で対応できる日本語能力を有する者(検定等 の資格は問わない。) ② 次の(ア)～(ウ)のすべてに該当する者 (ア) CEFR C1相当の資格取得者 (イ) 国内外の大学を卒業し、学士以上の学位を有する者 (ウ) 学校教育法第1条に規定する日本国内の学校において、ALTとして教科に関する授業 に携わった経験が、2年以上ある者</p>
	<p>ちば スペシャリストⅡ (教育職員免許状 の所有の有無に関 わらない選考^{※13}) 高等学校 水産(航海・機関)</p>	<p>・令和8年4月1日現在で、次の①、②のいずれかに該当する者 ・①、②とも現在、勤務していなくても可</p> <p>水産 ① 正規採用の3級以上の海技士(航海士、機関士又は通信士)として3年以上の実務経験を 有する者^{※7 ※8} ② 3級以上の海技士(航海士、機関士又は通信士)の資格を有し、海技士養成機関(水産 科を設置する高等学校を含む。)の専任教員(水産科での実務経験を有する実習助手及び 非常勤講師を含む。)として3年以上の実務経験を有する者^{※7 ※8}</p>

※6 本選考における会計年度任用職員とは、教育課程に係る非常勤講師・休暇等代替非常勤講師・初任者研修に係る非常勤講師・学校支援のための非常勤講師・妊娠教員補助講師・特別非常勤講師・中学校等教科担任講師・きめ細かな指導のための非常勤講師等を指します。任期付職員は、講師・養護教諭に限ります。

※7 勤務に関わる実務経験年数の算出方法は、その月に1日でも勤務していれば、1か月とカウントします(同じ月を重複してカウントすることはできません。)。また、教育職員免許状に係る「実務年数」とは異なりますので注意してください。

※8 実務経験又は社会人経験には、休職、育児休業等の無給期間は含みません。

※9 他校種への併願はできません。

※10 社会人特別選考の民間企業等経験者について

- ア 「正規職員」は、企業等において、フルタイム勤務で、月給制（年俸制）により給料を受けている社員又は職員とします（臨時的任用は除く）。非常勤勤務若しくは日給又は時間給の場合は該当しません。
- イ 国公立、私立を問わず、保育士、幼稚園、小・中・高・特別支援学校の教員としての経験は除きます。
- ウ 合格後、所定の様式で職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。
- エ 勤務していた企業等が統合、廃業等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる企業等から証明を受けられることを確認してください。証明書を発行できる企業等がない場合は、採用できません。資格要件は証明書により確認します。その他、年金の加入状況等による証明は、受け付けません。

※11 合格後、独立行政法人国際協力機構等の団体や勤務先が証明する「派遣証明書」等を提出していただきます。証明書の内容が、資格要件を満たしていないと判断された場合は、採用できません。

※12 情報の資格については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」によるものとします。

※13 教育職員免許状（普通免許状）の取得見込みがない場合は、第2次選考合格後、特別免許状の授与を受けるために千葉県教育委員会に申請を行う必要があります。申請にかかる費用は自己負担となります。

(3) 選考枠

選考内容は、志願した教科の受験区分に応じたものと同じになります。選考方法については、まずそれぞれの選考枠の中で選考をし、その枠で採用候補者にならなかった場合には、各受験区分の中で更に選考を行います。

枠の名称	対 象	学校種・教科	募集人員
障害者特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 志願する受験区分に必要な要件を満たすこと ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者 <p>※選考において、障害の内容・程度に応じた配慮を実施します。</p>	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	5人程度
小学校英語教育推進枠	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の免許状に加え、以下の①～③のいずれかの要件を満たす者 ① 中・高いずれかの英語の免許状を取得又は令和9年3月31日までに取得見込みの者 ② CEFR B1相当以上の資格取得者 ⇒31ページ参照 ③ その他の試験で千葉県・千葉市教育委員会が②に相当すると認めた者 <p>※小学校の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する者が対象となります。</p> <p>※教育職員免許状取得見込みの者が英語教育推進枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。</p>	小学校	60人程度
複数教科枠	<ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を満たす者 ① 中学校技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有すること。 <p>※この枠で採用された者は、所有している免許状の教科を担当します。中学校及び中高共通の一般選考又は教職経験者特例選考を志願する者が対象となります。</p> <p>※教育職員免許状取得見込みの者が複数教科枠で合格となり、対象の教科の免許状が取得できない場合は、この枠での合格とはなりません。</p> <p>※新卒専願枠、千葉県地域枠との併願はできません。</p>	中学校・中高共通で中学校のみを希望する者	30人程度
新卒専願枠	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に大学院・大学・短期大学を卒業見込みの者で、次の①、②の両方を満たす者 ① 中学校技術・中高共通数学・中高共通理科・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願する者 ② 千葉県・千葉市の教員になることを第一希望とし、令和9年4月から確実に勤務できると大学が認めた者（確認書を提出できる者） <p>※複数教科枠、千葉県地域枠、大学推薦との併願はできません。</p>	中学校(技術) 中高共通 (数学・理科・家庭・美術) 高等学校(情報)	数学・理科各20人程度 技術・家庭美術・情報各5人程度
千葉県地域枠	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の両方を満たす者 ① 千葉県・千葉市で公立学校教員として働くことを強く希望する者 ② 次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者 (ア) 高等学校段階で、教員基礎コース等に関する課程を修了した者 (イ) 「私大協働」において、千葉県の教育課題に取り組み修了した者 <p>※新卒専願枠、複数教科枠との併願はできません。</p>	全学校種・全教科 (養護教諭を含む。)	40人程度

*募集人員はすべて、当該学校種募集人員に含まれます。

※要件を証明する書類が提出期限までに提出されない場合は、その選考枠での選考は無効となります。

(4) その他

<併願について>

下記の要件を満たす方は、志願した学校種・教科等に加え、併願することができます。(志願書及び面接カードに記入してください。)

対 象	併 願 先	併 願 の 要 件
小学校以外への志願者	小学校	・次のア～イのいずれかに該当する者 ア 小学校教諭普通免許状を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの者 イ 中学校教諭普通免許状(数学・理科・保健体育のいずれか)を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの者 ※小学校へ採用された場合は、専科担当となります。
特別支援教育以外への志願者 ※イ・ウ・エにより特別支援学校に採用された場合は、特別支援学校教諭の免許状を5年以内に取得していただきます。	特別支援教育	・次のア～エのいずれかに該当する者 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの者 イ 特別支援学校で臨時的任用講師等の経験がある者 ウ 特別支援学校で「ちば!教職たまごプロジェクト」の経験がある者(大学卒業後1年間有効) エ 特別支援教育に強い関心がある者
養護教諭への志願者	小学校・中学校 高等学校・特別支援教育	併願する学校種等(小学校・中学校・高等学校・特別支援教育)及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの者

<小学校併願の第1次選考加点について>

上記の小学校併願を志願する方は、希望により第1次選考において以下のとおり加点をします(希望する場合は、出願の際、「加点を希望する」を選択してください。出願以降の加点希望には応じられません。)

受ける選考内容	加点の内容
「教職教養」及び「専門教科」を受取る者	第1次選考合計点数に10点加点
「教職教養」又は「専門教科」のいずれか1つを受取る者	第1次選考合計点数に5点加点
「小論文」を受取る者	小論文の評価を1段階繰り上げ

※ちば夢チャレンジ特別選考を志願する方で、小学校併願の第1次選考加点を希望する場合は、併願する学校種等(小学校・中学校)及び教科に該当する普通免許状を、令和10年3月31日までに取得又は取得見込みの者とします。

※次の①・②の場合は、引き続き併願することが要件となります。

- ①昨年度の選考を加点希望有りで通過し、本年度の選考を「ちば夢チャレンジ特別選考通過者」として受験する場合
- ②本年度の選考を加点希望有りで通過し、次年度の選考を「ちば夢チャレンジ特別選考通過者」として受験する場合

<「ちば!教職たまごプロジェクト」等の教職インターンシップ参加者の優遇措置について>

次の①～③全ての条件を満たし、「令和7年度ちば!教職たまごプロジェクト実施報告書」において研修を終えたことの証明を学校長ができる方が対象です。

また、他県等の自治体において同様の「教職インターンシップ」参加者についても加点対象とします。

「同様」については、他県等各自自治体の事業もしくは認定する「令和7年度教職インターンシップ」とし、実施内容は①～③を「同様」の参考としてください。

- ①年間20回以上、実践研修に参加した者
(小学校、義務教育学校、特別支援学校の場合)
ア 学級担任の補助 イ 学校行事の補助 ウ 学校維持管理の補助
(中学校、義務教育学校、中等教育学校前期の場合)
ア 教科指導の補助 イ 学級運営の補助 ウ 学校行事の補助

②実践研修を全て実施した者

③研修先の学校長と規定の内容について研修開始時と研修終了時に対話を行った者

受ける選考内容	加点の内容
「専門教科」を受取る者 ※小学校併願で加点を希望する者も含む。	第1次選考合計点数に5点加点
「小論文」を受取る者 ※小学校併願で加点を希望する者は除く。	小論文の評価を1段階繰り上げ

※養護教諭で受験する方の医療機関等へのインターンシップは加点対象とはなりません。

<大学院1年生及び令和9年度大学院進学予定者>

大学院及び教職大学院に進学を予定している者、大学院及び教職大学院1年生も出願することができます。

次の場合は志願書への記入及び本人の申請に基づき採用候補者名簿への登載を猶予します。志願書への猶予希望の記入がない場合は、猶予は認められません。

名簿への登載を猶予できる者	猶予期間	名簿登載日
猶予期間終了後、ただちに千葉県・千葉市で公立学校教員として働くことを強く希望する者であって、修士（教職修士を含む。以下同じ。）の学位、及び専修免許状の取得に、 令和9年4月から1年間を要する者 ・令和8年度に大学院及び教職大学院1年生 ・令和9年4月から大学院及び教職大学院進学予定の者で、1年間で修士の学位及び専修免許状を取得見込の者	1年間	令和10年4月1日
猶予期間終了後、ただちに千葉県・千葉市で公立学校教員として働くことを強く希望する者であって、修士の学位及び専修免許状の取得に、令和9年4月から2年間を要する者 ・令和9年4月から大学院及び教職大学院進学予定者	2年間	令和11年4月1日

※2ページ 3 出願資格のとおり、教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状（ただし、実習免許状は除く。）を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者であることが要件となります。

※名簿登載猶予期間中に、修士の学位及び第2次選考で合格した学校種・教科等と同一の専修免許状を取得することが条件となります。名簿登載猶予期間は、2年間を上限とします。

<他県等現職特別選考・元教諭特別選考Bの「秋選考」「冬選考」について>

他県等現職特別選考及び元教諭特別選考Bを志願する方は、第1次選考を免除し、第2次選考は個別面接のみの実施となります。また、8月の第2次選考実施日のほか、県教職員課が指定する日時に「秋選考」「冬選考」を実施します。

※①8月の第2次選考実施日、②「秋選考」10月3日（土）、③「冬選考」令和9年1月8日（金）を予定（②③での受験を希望する方は、別途県ホームページや千葉県・千葉市教員採用情報サイト「千の葉の先生になる」内「ホームルーム」（以下、「ホームルーム」）で情報を発信する予定ですので、内容を確認のうえ志願してください。

※同一年度には、一度しか志願できません。

<ちば夢チャレンジ特別選考について> (令和10年度の千葉県・千葉市の採用選考を一般選考で出願予定の方)

ちば夢チャレンジ特別選考を志願する者は、出願の際に2ページ「3 出願資格 <ちば夢チャレンジ特別選考>」で確認してください。第1次選考で「教職教養」と「専門教科」を受験します。合格基準に達した者は、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和8年度実施）通過者」となります。

「ちば夢チャレンジ特別選考（令和8年度実施）通過者」は、令和10年度（同9年度実施）の公立学校教員採用候補者選考一般選考において第1次選考で「集団面接」を受験します※1。他の受験区分には適用されません。

なお、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和8年度実施）通過者」として受験できるのは、令和10年度（同9年度実施）のみとなります。

また、「ちば夢チャレンジ特別選考（令和8年度実施）通過者」は、「令和9年度千葉県公立学校教員採用候補者」又は「令和9年度千葉市公立学校教員採用候補者」として採用候補者名簿への登載はありません。

令和8年度実施	第1次選考			第2次選考
	教職教養	専門教科	集団面接	
	○	○		
令和9年度実施	第1次選考			第2次選考
	教職教養	専門教科	集団面接	
			○	○※2

※1 令和10年度（令和9年度実施）においては、「集団面接」を行う予定ですが、変更することもあります。

※2 第2次選考の受験者は、第1次選考を合格した者が対象となります。

5 志願手続きについて

(1) 志願時に申請・提出するもの

ア 提出書類 ※各様式は、千葉県教育委員会ホームページからダウンロードできます。

「ちば電子申請サービス」により志願書を作成し、提出（登録完了）してください。登録が完了すると、自身の登録したメールアドレスに「完了」の通知が届きます。

(ア)【志願書】(全員が電子申請する必要があります。ちば夢チャレンジ特別選考(令和7年度実施)通過者や第1次選考免除の方も申請が必要です。)

提出書類	注意事項	申請締切
志願書 ※電子申請利用	1ページの二次元コード又は千葉県教育委員会のホームページから「電子申請による教員採用選考受験申込」に進んで、申請手続きを行ってください。	令和8年5月11日(月) 17:00

(イ)【受験区分別提出書類】

★下表の要件を証明する書類を指定された提出先へ令和8年5月11日(月)までに郵送してください(当日消印有効)。提出する際は、電子申請で申請した志願書を3枚印刷(両面印刷)し、一緒に提出すること。

受験区分	提出書類						その他の書類
	令和8年度(令和7年度実施)第1次選考の選考結果通知書の写し	令和8年度(令和7年度実施)第2次選考の選考結果通知書の写し	教職経験調査	教職経験を証明する書類	勤務状況調査書 ※勤務校の校長に依頼する。提出は校長から。		
一般選考	—	—	—	—	—	電子申請のみ	
一般選考(ちば夢チャレンジ[令和7年度実施]通過者)	—	—	—	—	—	電子申請のみ	
選考枠	小学校英語教育推進枠	—	—	—	—	○中高英語教育職員免許状の写し(取得見込みの場合は提出不要) ○各資格、検定合格証書の写し、公開テスト公式認定証の写し 等	
	新卒専願枠	—	—	—	—	○確認書	
	障害者特別枠	—	—	—	—	○所持する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 等	
	千葉県地域枠	—	—	—	—	○高等学校教員基礎コース等の単位修得証明書または修了証書等の写し ○「私大協働」における『千葉県の教育課題』修了の証明書の写し	
教職経験者特別選考	講師等A	—	—	○	○	○	—
	講師等B ☆	○	○	○	○	○	—
	講師等C	○	—	○	○	○	—
	他県等現職 ☆	—	—	○	○	○	—
	元教諭A	—	—	○	○	—	—
	元教諭B ☆	—	—	○	○	○	—
	本県現職実習助手等	—	—	○	○	○	—
特別臨時的任用教諭 ☆	—	—	○	○	—	—	

特 別 選 考	ちば夢チャレンジ	—	—	—	—	—	電子申請のみ
	大学推薦	—	—	—	—	—	必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類はすべて大学に提出してください。
	千の葉の先生養成塾生 ☆	—	—	—	—	—	○前期修了認定証（写し）
	幼稚園教諭A・B	—	—	—	—	—	○Aの者は、3年以上の実務経験を証明するもの ※Bは、特になし
	教職大学院	—	—	—	—	—	○在学証明書又は卒業証明書
	社会人	—	—	—	—	—	○社会人特別選考申告書
	養護教諭特別	—	—	—	—	—	○実務経験証明書
ちばスペシャリストⅠ (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) ・美術・工芸・家庭・福祉 ・情報・看護・英語	—	—	—	—	—	・3年以上の実務経験を証明するもの (養護教諭・美術・工芸・福祉・情報・看護・英語・水産) ※英語は2年 ・5年以上の実務経験を証明するもの (家庭 ※有する資格に応じて) ・勤務先が以下の項目を証明し、発行したものの(様式は任意) [勤務先、職名、勤務期間、正規・臨時の別、休職・育児休業等の無給期間] ○要件を証明する書類(写し可) ・資格や免許の所有を証明する書類・基本情報技術者合格書・在留資格等 ※美術・工芸については所有する場合	
ちばスペシャリストⅡ ☆ (教育職員免許状の所有の有無に関わらない選考) ・水産(航海・機関)	—	—	—	—	—		
「ちば！教職たまごプロジェクト」等の教職インターンシップ参加者優遇措置希望者	○令和7年度「ちば！教職たまごプロジェクト」実施報告書、又は各自治体における所定の教職インターンシップ実施報告書、又は実施を証明できる書類 ※期日までに提出が無い場合は、優遇措置は無効となります。						

※選考枠に係る書類が期日までに提出が無い場合は、選考枠は無効となります。

※志願締切後から選考当日までの間は、志願内容の確認等のために、問合せの連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。複数回にわたり対応が無い場合には、出願した受験区分で受験できなくなることがあります。

<提出書類に関する注意>

① 一般区分での志願者

一般区分の志願者(小学校英語教育推進枠、新卒専願枠、障害者特別枠、千葉県地域枠以外)は、郵送での提出書類はありません。

② 「ちば！教職たまごプロジェクト」等の教職インターンシップ参加者

「ちば！教職たまごプロジェクト」優遇措置希望者は、「令和7年度ちば！教職たまごプロジェクト」実施報告書(写し)又は各自治体における所定の教職インターンシップ実施報告書(写し)又は実施を証明できる書類を5月11日(月)までに各学校種・教科の提出先へ志願書3枚(両面印刷)とともに提出してください。

なお、「ちば！教職たまごプロジェクト」を含む令和8年度の教職インターンシップ参加者は、実施校の校長が証明する「実施報告書(原本もしくは原本証明されたされたもの)」を提出することができます。ただし、加点の対象とはなりません。8月に証明を御自身で依頼し第2次選考時に提出してください。過年度に実施した方も、その年度末に発行された「実施報告書(写し)」を、第2次選考時に提出することができます。

イ 提出方法等

- ① 受験区分・学校種等・教科に応じた提出先まで、必ず簡易書留で郵送してください。
- ② 「大学推薦特別選考」「千の葉の先生養成塾生特別選考」「幼稚園教諭特別選考」「障害者特別枠」の提出先は、学校種等・教科にかかわらず千葉県教育庁教職員課任用室(〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1)です。その他の特例選考、特別選考の提出先は、志願する教科等の宛先と同様です。
- ③ 5月6日(水)以降に郵送する場合は、必ず簡易書留の速達にしてください。
- ④ 封筒(角形2号)の表に受験区分コード、志願区分を朱書してください。
(例)「区分126小学校 提出書類在中」「区分306中・高共通(国語) 提出書類在中」
- ⑤ 一度受理した提出書類は返却しません。
- ⑥ 受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存してください。
- ⑦ 記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。
- ⑧ 大学推薦特別選考での志願者の必要書類は、大学が取りまとめて提出するため、個人分の提出書類は全て大学に提出してください。大学からの提出期限は、令和8年5月11日(月)までです。
- ⑨ 一般選考・特例選考・特別選考において複数の出願資格を満たしている場合は、いずれの選考に志願しても差し支えありません。ただし、複数の選考に同時に申し込むことはできません。

ウ 提出先（※書類提出先を必ず確認してください。提出先違いにより再提出となる場合もあります。）

学校種等・教科	提出先（問い合わせ電話番号）・住所・宛先
・小学校	千葉県教育委員会教育職員課（043-245-5940） 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所10階
・中高共通 社会・理科	千葉県教育庁葛南教育事務所（047-433-6017） 〒273-0012 船橋市浜町2-5-1
・中高共通 保健体育 ・栄養教諭	千葉県教育庁南房総教育事務所（0438-25-1311） 〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34
・中高共通 英語 ・特別支援教育	千葉県教育庁東上総教育事務所（0475-23-2848） 〒297-0024 茂原市八千代2-10
・中学校 技術 ・中高共通 音楽・美術・家庭 ・高等学校 農業・工業・商業・書道・福祉・情報・水産 ・ちばスペシャリスト特別選考Ⅰ・Ⅱ 美術・工芸・家庭・福祉・情報・看護・英語・水産 ・養護教諭	千葉県教育庁北総教育事務所（043-483-1148） 〒285-0026 佐倉市錦木仲田町8-1
・中高共通 国語・数学	千葉県教育庁東葛飾教育事務所（047-361-2124） 〒271-8563 松戸市小根本7
・大学推薦特別選考 ・千の葉の先生養成塾生特別選考 ・幼稚園教諭特別選考 ・障害者特別枠（全学校種・全教科）	千葉県教育庁教職員課任用室（043-223-4044） 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

(2) 1次選考当日に提出するもの

【共通提出書類】（全員が提出〔受験票は提示〕する必要があります。第1次選考免除の方も提出が必要です。）

提出書類	注意事項	提出時期
①受験票 1部	<ul style="list-style-type: none"> ・6月中旬～下旬に、電子申請サービスにアクセスすることにより、受験票の印刷が可能となります。受験票発行の開始については、メール及び「ホームルーム」でお知らせします。受験票について、別途案内があった場合は、その指示に従ってください。 ・受験票を印刷し、厚紙（大きさ・厚さともはがき程度）に糊付けしてください。 ・④の写真を貼付してください。 	第1次選考当日
②面接カード 原本+コピー2部 ※全て両面印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ A4（厚紙・写真用紙は不可） ・必ず自筆で作成してください。 ・原本に④の写真を貼付してください。 ・受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・写真を貼付した原本を2部コピーしてください（モノクロ可）。 ※志願書の内容と整合性があるか必ず確認をして作成してください。 	
③自己申告票 原本+コピー2部	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ A4 ・必ず自筆で作成してください。 ・受験票に記載されている受験番号を記入してください。 ・原本を2部コピーしてください。 	
④写真 2枚 ※受験票・面接カードに貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ 縦4.5cm × 横3.5cm ・上半身、脱帽、カラー、正面向きで出願前6か月以内に撮影したもの。 ・同一の写真を使用し、裏面に氏名と受験番号を記入してください。 	①②に貼付

※面接カード及び自己申告票は、千葉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

※「ちば夢チャレンジ特別選考」を志願する方は、②面接カード、③自己申告票の提出は必要ありません。写真は受験票に貼付するための1枚のみとなります。

※「ちば夢チャレンジ特別選考（令和7年度実施）通過者」は、第1次選考当日に①～③を提出する必要があります。

<第1次選考免除者の提出について>

対象者：講師等B、他県等現職、元教諭B、特別臨時的任用教諭、千の葉の先生養成塾生特別選考、ちばスペシャリスト特別選考Ⅱ「水産」の志願者

提出書類：面接カード（原本+コピー2部）及び自己申告票（原本+コピー2部）

提出期間：6月19日（金）から7月3日（金）まで（当日消印有効）

提出先：千葉県教育庁教職員課任用室（〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1）

※受験票は、提出不要ですが、この期間にご用意ください。

なお、「第2次選考当日案内」は、第1次選考の結果発表後（7月下旬～8月上旬）、ホームページに掲載しますので、確認してください。

6 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内 容
教職教養	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領、生徒指導提要に関する事項 ・教育法規に関する事項 ・千葉県・千葉市の教育に関する事項 ・一般教養（教育時事を含む。）に関する事項 ＊マークシート式で実施
専門教科	<ul style="list-style-type: none"> ・志願する教科・領域に関する内容 ＊マークシート式で実施（＊栄養教諭以外）
小論文	・指定する課題
集団面接	・集団による面接等（討議を含む。）

○農業、工業、水産については、志願する分野の専門的知識を問う問題及び当該教科等の全域にわたる共通問題を出題します。

○栄養教諭の専門教科は、マークシートではなく、専門的知識を問う問題を論文形式で出題します。

※各教科とも第1次選考では実技を行いません。

(2) 受験区分により実施する選考

受験区分		教職教養	専門教科	小論文	集団面接	
一般選考		○	○	－	○	
ちば夢チャレンジ特別選考（令和7年度実施）通過者		－	－	－	○	
教職経験者特別選考	講師等A	－	○	－	－	
	講師等B	免 除				
	講師等C	－	－	－	○	
	他県等現職	免 除				
	元教諭A	－	－	－	○	
	元教諭B	免 除				
	本県現職実習助手等	－	○	－	－	
	特別臨時的任用教諭	免 除				
特別選考	ちば夢チャレンジ	○	○	－	－	
	大学推薦	－	－	－	○	
	千の葉の先生養成塾生	免 除				
	幼稚園教諭A	－	－	－	○	
	幼稚園教諭B	○	○	－	－	
	教職大学院	－	○	－	－	
	社会人	－	○	－	－	
	養護教諭特別	－	－	○	－	
	ちば スペシャリストⅠ	高等学校 美術・工芸・家庭・福祉・情報・看護・英語	－	－	○	－
	ちば スペシャリストⅡ	高等学校 水産（航海・機関）	免 除			
障害者特別枠		原則として、志願する受験区分の選考の内容と同様				

※6（1）及び（2）に記載の他、提出された書類の全てを選考の資料とします。

※障害者特別枠は、障害の内容や程度により選考内容の代替等、必要に応じて配慮します。受験に際して配慮や代替等を必要とする場合は、志願書の該当欄にその旨を記入し、申し出てください（例 車椅子の使用、拡大鏡の使用、手話通訳者配置等）。

(3) 日程 ※予定(県外会場を含め時程変更になる場合があります。決定後にホームページ等によりお知らせします。)
令和8年7月5日(日) 8:00受付

一般選考	夢チャレンジ特別選考 幼稚園B	講師等A・本県実助 教職大学院・社会人	養護教諭特別 ちばスペシャリストI	夢チャレンジ通過者 講師等C・元教諭A 大学推薦・幼稚園A
受付等(日程説明・提出物回収含む) 8:00~ 8:50				受付等 8:00~ 8:50
専門教科 9:00~ 10:00	専門教科 9:00~ 10:00	専門教科 9:00~ 10:00	小論文 9:00~ 9:45	集団面接 9:00~11:30
教職教養 11:00~11:30	教職教養 11:00~11:30			
昼食				受付等 11:15~12:05
集団面接 12:15~15:30				集団面接 12:15~14:45

※時間については、ホームページ掲載の「第1次選考当日案内」で必ず確認してください。

※「講師等B」、「他県等現職」、「元教諭B」、「特別臨時的任用教諭」、「千の葉の先生養成塾生」、「ちばスペシャリストII(水産)」は、第1次選考が免除されます。

(4) 第1次選考会場 ※予定

<p>【千葉会場】</p> <p>① 千葉ポートアリーナ ② YohaSアリーナ ~本能に、感動を。~</p> <p>③ 千葉大学西千葉キャンパス ④ 敬愛大学 ⑤ 千葉工業大学新習志野キャンパス</p> <p>【盛岡会場】</p> <p>⑥ 岩手大学(岩手県盛岡市)</p> <p>【名古屋会場】</p> <p>⑦ 愛知大学名古屋キャンパス(愛知県名古屋市)</p> <p>【関西会場】</p> <p>⑧ 大和大学(大阪府吹田市)</p>

- ・全ての会場において、全学校種(養護教諭・栄養教諭を含む)・全教科を実施します。
- ・各会場の割り振りについては、受験番号で行います。第1次選考当日案内で確認してください。
- ・千葉、盛岡、名古屋、関西の会場選択は、「志願書」で申請してください。出願後の変更はできません。

(5) 第1次選考当日案内

「第1次選考当日案内」は6月中~下旬頃、千葉県教育委員会ホームページに掲載します。当日の日程、千葉会場の選考会場、当日の持ち物についての詳細を掲載します。必ず確認をしてください。なお、掲載日については、「ホームルーム」等でお知らせします。「ホームルーム」未登録の方は、登録をお願いします。(17ページ参照)

(6) 当日持参するもの

第1次選考当日に、以下の5点を持参してください(忘れた場合は、受験できないことがあります)。

- ① 受験票
※写真が貼付されたもの(厚紙に貼付)
※別途案内があった場合には、その指示に沿って準備
- ② 面接カード原本 ※受験票に記載された受験番号を記入した上、写真を貼付してください。
(両面印刷) ※面接カードの内容が、志願書の内容と変わらないよう注意して作成してください。
- ③ 面接カードのコピー2部 (両面印刷、モノクロ・カラーどちらでも可、厚紙・写真用紙は不可)
※受験番号が記載されているか確認してください。
- ④ 自己申告票原本とコピー2部
- ⑤ 返信用レターパック(第1次選考結果通知用) レターパックライト430(料金:430円)
・お届け先:自分の郵便番号・住所・氏名(様)・電話番号を記載
・ご依頼主:以下の内容を記載
〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室
043-223-4044
・品名:書類と記載
・ご依頼主様保管用シール:氏名・受験番号を記載 ※はがさないでください。
・レターパック本体左下に受験校種教科・受験番号を記載 (例)中高国語 123456

※ちば夢チャレンジ特別選考を志願されている方は、上記の②・③・④は必要ありません。

※その他の持ち物は、「第1次選考当日案内」でお知らせします。

7 第2次選考

(1) 期日

- ①小学校以外の志願者(予定) 8月16日(日)、17日(月)、18日(火)のいずれか指定した1日
②小学校及び特臨の志願者(予定) 8月22日(土)、23日(日)、24日(月)のいずれか指定した1日

(2) 選考内容

- ・個別面接
- ・模擬授業 ※社会人特別選考はプレゼンテーション
- ・適性検査
- ・実技検査

実技検査は、以下の学校種・教科等で実施します。

- ・中学校(技術)
- ・中高共通(音楽、美術、保健体育、家庭、英語)
- ・高等学校(書道、農業、工業、福祉、水産)
- ・ちばスペシャリスト特別選考(福祉・水産・家庭・美術・工芸・英語)

※他県等現職特例選考、元教諭特例選考B及び特別臨時的任用教諭特例選考は、個別面接のみです。

※千の葉の先生養成塾生特別選考は、個別面接と適性検査のみです。

※模擬授業は教室で実施します。

※幼稚園教諭特別選考の模擬授業は、低学年想定とします。

※社会人特別選考は模擬授業ではなく、プレゼンテーションを実施します。

※提出された書類全てを選考の資料とします。

なお、「教職経験者特例選考」(元教諭特例選考Aは除く。)の志願者は勤務状況調書も選考の資料とします。

※第2次選考の実技検査の内容、社会人特別選考のプレゼンテーションの内容については、第1次選考の結果通知とともに、該当者にお知らせします。さらに、7月下旬～8月上旬に千葉県教育委員会ホームページにも掲載します。第1次選考免除の方で、第2次選考に実技がある方は、ホームページで確認してください。

※昨年度の実技検査の内容は千葉県教育委員会ホームページに掲載しています。

(3) 選考会場及び選考日程

会場及び日程については、第1次選考合格者に選考結果とともに別途通知します。

第1次選考免除となる、講師等B、他県等現職、元教諭B、特別臨時的任用教諭、千の葉の先生養成塾生、ちばスペシャリストII「水産」での志願者は、千葉県教育委員会ホームページで確認してください(7月下旬～8月上旬)。

8 選考結果の通知(予定)

選考	時期	方法
第1次選考	7月下旬から8月上旬	・本人への通知 合否にかかわらず、郵送にて本人へ送付します。
第2次選考	9月下旬から10月上旬	・インターネット上又は「ホームルーム」上での公表を予定しています。 ※発表日時および公表方法については、9月中旬～下旬に「ホームルーム」で告知します。

第2次選考不合格者の中から、成績が上位の者を「特別臨時的任用教諭」候補者名簿に登載します。

選考不合格者の方に次年度の講師としての勤務希望の有無についての調査票を同封します。

<選考結果通知後の提出物について>

合格者には、書類の提出を求める場合があります(詳細は結果通知の際、指示します)。定められた期日までに提出されない場合、合格を取り消すことがあります。必ず、連絡が取れるようにしておいてください。

9 採用候補者名簿への登載

- (1) 第2次選考合格者を、「令和9年度千葉県公立学校教員採用候補者」又は「令和9年度千葉市公立学校教員採用候補者」として、採用候補者名簿(以下「名簿」と表記。)へ登載します。
- (2) 大学院猶予を希望する場合は志願書への記入及び本人の申請に基づき名簿への登載を猶予します。志願書への猶予希望の記入がない場合は申請しても猶予は認められません。(詳細は9ページ参照)

- (3) 幼稚園教諭特別選考における合格者の扱いは次のとおりです。
- ①幼稚園教諭特別選考Aの合格者で、小学校教諭普通免許状を取得又は令和9年3月31日までに取得見込みの場合は、令和9年度の名簿登載者となります。
 - ②その他の合格者は、令和9年4月1日から最大3年間の採用延期期間を付与され、その期間で小学校教諭普通免許状を取得することができれば、取得年の翌年度から採用が可能となります。
なお、採用延期期間中に小学校教諭普通免許状を取得できない場合は、採用資格を失います。
- (4) 名簿の有効期間は選考の翌年度末までです。名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。が、ここ数年、「教育職員免許状が取得できなかった」、「採用志願に当たり虚偽又は不正の行為をした」、「教員に必要な適格性を欠くことが明らかとなった」等の事情がない限り、名簿登載者全員を採用しています。
- (5) 高等学校水産の合格者において、海技士資格取得見込みの者は、名簿登載期間の範囲内で採用の延伸を可能とします。対象者は、合格後に教職員課任用室へ速やかに連絡するとともに、令和8年12月18日までに海技士資格取得延伸願を提出することになります。
- (6) 教員免許更新制において、免許状が失効している場合、令和9年3月31日までに再授与を受けなければ採用できません。
- (7) 千葉県教育委員会又は千葉市教育委員会の指定する健康診断を行い、適当と認められない場合は、採用できない場合があります。
- (8) 高等学校・特別支援学校については、市立学校に採用される場合があります。また、待遇面において県と市で異なる場合があります。
- (9) 採用校種に必要な教員免許状が、令和9年3月31日までに取得できない場合は、名簿登載を取り消すことがあります。
- (10) 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会からの照会に応じなかった場合は、名簿登載を取り消すことがあります。
- (11) 名簿登載に必要な書類等が指定した期日までに提出先に届かない場合は、名簿登載を取り消すことがあります。

10 令和9年度（令和8年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考方針について

6月上旬～中旬に、千葉県教育委員会のホームページで公表します。

11 選考結果の情報提供

選考結果については、個人情報保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱により、口頭による情報提供を申し出ることができます。

受験者本人が、本人であることを確認できる書類（受験票、運転免許証等）を持参して、千葉県教育庁教育振興部教職員課へ来てください。電話、はがき等による申出では情報提供できません。

申出できる人	申出内容	申出期間及び時間	情報提供場所
第1次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の成績の総合評価による区分（3ランク表示） ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 ・集団面接の判定（4ランク表示） 	第1次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで （土・日・祝日を除く。）	千葉県教育庁 教育振興部教職員課 （千葉県庁中庁舎 8階） 千葉市中央区市場町 1-1 電話 043-223-4044
第2次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次選考の成績の総合評価による区分（3ランク表示） ・第1次選考の教職教養試験、専門教科試験の得点及び集団面接の判定（4ランク表示） ・個別面接判定及び模擬授業判定（いずれも4ランク表示） 	第2次選考結果発表日から1か月間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで （土・日・祝日を除く。）	
第2次選考 合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の教職教養試験及び専門教科試験の得点 ・集団面接の判定（4ランク表示） 		

12 その他

(1) 公立学校教員採用候補者選考説明会について

志願手続きの方法等の採用選考に関することや千葉県・千葉市の教育、教員の職務等について、説明会を行います。また、説明会後に個別質問（相談）の時間も設けております。日時、会場、時間等は、千葉県教育委員会ホームページを御覧ください。なお、受付は、「ホームルーム」からの申請となります。

(2) 奨学金返還緊急支援制度について

(千葉県教員不足解消に向けた奨学金返還緊急支援事業費補助金・千葉市教員奨学金返還サポート)

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の教諭志望者に対し、千葉県内の公立学校（高校を除く）に教諭として一定期間勤務することを条件に、日本学生支援機構第一種奨学金の返還を全額補助します。奨学金返還の補助を希望する場合は、ちば電子申請サービスにより「奨学金返還緊急支援事業費補助金交付対象候補者認定申請」への申し込みと併せて「奨学金の借入れを証する書類」の提出が必要となります。

※詳細は、千葉県ホームページで確認してください。

(3) 志願者の個人情報の扱いについて

志願者の個人情報（氏名・生年月日・連絡先・受験区分及び受験番号等）は、第1次選考の円滑な運営のため、第1次選考業務委託先にあらかじめ提供され、ホームルーム等の別途システムに登録します。本人以外の情報を確認したり引き出したりすることはできません。

なお、第2次選考合格者以外の個人情報は令和9年3月末までに消去されます。

(4) 第2次選考合格者の個人情報について

第2次選考合格者の個人情報（氏名・生年月日・連絡先等）は、第2次選考後の健康診断における円滑な手続及び速やかな診断を行うため、あらかじめ「ちば県民保健予防財団 総合健診センター」（以下、「ちば県民保健予防財団」）に提供されます（「ちば県民保健予防財団」は、プライバシーマークの取得団体です。）。

なお、「ちば県民保健予防財団」で受診しない場合は、個人情報は消去されます。

(5) 採用地区について

採用地区は、第2次選考合格者に希望をとり、千葉県と千葉市による協議の上決定しますので、希望と異なる場合があります。詳細については、第2次選考合格者説明会でお知らせします。これらのことについて了解の上で志願してください。

(6) 社会情勢等により、記載した内容が変更になる場合があります。千葉県教育委員会ホームページ、「ホームルーム」等でお知らせしますので、確認してください。

(7) 採用予定者が確保できない状況が生じた場合には、2次募集を行うことがあります。

選考当日の緊急連絡について

悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡は、次のサイト等に掲載します。

携帯電話、スマートフォン等からもアクセス可能です。なお、「お知らせ」も随時掲載しますので、確認をお願いします。

◇ 千葉県教育委員会ホームページ

◇ ホームルーム（教員採用情報サイト「千の葉の先生になる」から登録）



千葉県ホームページ



ホームルーム登録

13 よくある質問

	内 容
Q 1	<p><中高の希望校種>中学校（高等学校）の国語科教諭になりたいのですが、実施要項の対象校種等が「中・高共通」となっています。中学校（高等学校）のみを希望することはできますか。</p>
A	<p>できます。中高共通の志願者については、1「中学のみ」、2「①中②高」、3「①高②中」、4「高校のみ」の中から、いずれか一つを選んで申告していただきます。ただし、2又は3を選んだ場合、採用枠等の関係により第一希望にならない場合があります。なお、2又は3を選ぶ場合は中学校と高等学校の両方の免許状が必要です。</p>
Q 2	<p><特別支援教育>特別支援教育について、詳しく教えてください。</p>
A	<p>全ての学校種において、特別支援教育を推進していくために、学校種等は「特別支援教育」とし、特別支援教育を推進していくことに関心の高い教員を募集します。</p> <p>特別支援学校の免許状（いずれの特別支援教育領域でも可。ただし、自立教科等の免許状のみは除く。）に加え、小・中・高のいずれかの免許状を有する方が対象です。採用時は、原則、特別支援学校とし、その後、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校へ異動することもあります。異動後は、それぞれの学校種で特別支援教育の推進に力を発揮してもらいたいと考えています。</p>
Q 3	<p><英語教育推進枠>小学校の英語教育推進枠について詳しく教えてください。</p>
A	<p>小学校で英語教育を推進できる教員を募集します。小学校の免許状に加えて、中・高いずれかの英語の免許状を有する方（R9.3.31までに取得見込みでも可）、又は英語に関する資格を所有している方が対象です。採用は小学校となり、着任後すぐに、他の小学校の採用者と異なる勤務内容になることはありませんが、小学校の英語教育推進のため、力を発揮してもらいたいと考えています。</p>
Q 4	<p><複数教科枠>中学校の複数教科枠について、詳しく教えてください。</p>
A	<p>中学校の複数教科の免許状を有する教員を募集します。</p> <p>中学校（技術・家庭・美術）のいずれか一つの免許状とそれ以外の中学校の教科の免許状を有する方が対象です。採用は中学校となります。例えば、中学校（技術）と中学校（数学）の免許状を有している場合、技術又は数学のどちらかで志願し、志願した教科の試験を受験します。</p>
Q 5	<p><新卒専願枠>新卒専願枠について、詳しく教えてください。</p>
A	<p>新卒専願枠は、選考実施年度に大学院・大学・短期大学を卒業される方で、中学校技術・中高共通数学・中高共通理科・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願し、令和9年4月から千葉県又は千葉市の公立学校教員として確実に勤務できると大学に認められた（確認書を発行してもらえた）方が受験可能となります。この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考の中で更に選考を行われることとなります。</p> <p>他の自治体や民間企業を受験することは可能ですが、千葉県・千葉市の採用候補者となった場合は、必ず千葉県又は千葉市の公立学校教員として勤務していただくこととなります。</p>
Q 6	<p><大学院猶予>大学院に進学するため、名簿登載の猶予を希望しますが、大学を卒業する際に必ず免許状を取得しなければなりませんか。</p>
A	<p>第2次選考で合格した学校種・教科等の普通免許状を取得しなければなりません。また、大学院修士課程及び専門職学位課程を修了する際に、修士（教職修士を含む）の学位、及び専修免許状を取得することが条件です。</p>
Q 7	<p><小学校併願>小学校の併願を考えています。条件を教えてください。</p>
A	<p>中学校、中高共通、高等学校、特別支援教育を志願する方で、小学校教諭免許状もしくは中学校教諭免許状（数学・理科・保健体育）を取得又はR9.3.31までに取得見込みの方が、併願することができます。</p> <p>※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR10.3.31までに取得見込みであること。</p>
Q 8	<p><小学校併願>小学校併願の加点制度について詳しく教えてください。</p>
A	<p>小学校以外を志願する方で、小学校併願を希望する方が対象となります。加点を希望する際には、志願書で「加点を希望する」を選択する必要があります。加点を希望した場合、受験科目に応じて、第1次選考の合計点数に得点が加算されます。（得点は、実施要項の8ページを参照してください。）なお、小学校免許状を取得見込みで加点を希望した方が、小学校免許状が取得できなかった場合、合格が取り消される場合があります。</p> <p>※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR10.3.31までに取得見込みであること。</p>

<p>Q 9</p> <p>A</p>	<p><特別支援教育併願>中高共通数学を志願していますが、特別支援教育に強い関心があり、併願を希望しています。しかし、特別支援学校の免許状を持っておらず、臨任講師等や「ちば！教職たまごプロジェクト」等の教職インターンシップ経験もありません。それでも併願できますか。</p> <p>小学校、中学校、中高共通、高等学校を志願する方で、次のア～エのいずれかに該当する方は、併願をすることができます（複数該当可）。</p> <p>ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得しているか、R9.3.31までに取得見込みである。 ※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR10.3.31までに取得見込みであること。</p> <p>イ 特別支援学校で臨時的任用講師等の経験がある。</p> <p>ウ 特別支援学校で「ちば！教職たまごプロジェクト」等インターンシップの経験がある。</p> <p>エ 特別支援教育に強い関心がある。</p> <p>御質問の内容は、「エ」に当てはまりますので、併願することができます。ただし、「イ～エ」で併願する方は、採用後、勤務しながら5年以内に特別支援学校教諭の普通免許状を取得しなくてはなりません。例えば、小、中、高のいずれかの免許状を持っている場合「講師又は教諭として、基礎免許状に相当する学部での3年以上の実務経験と6単位以上の科目を修得」することで特別支援学校教諭の普通免許状が取得可能です。なお、免許状取得にあたっては、千葉県教育委員会が実施している免許法認定講習（無料）がありますので、それを利用して免許状を取得することができます。</p>
<p>Q10</p> <p>A</p>	<p><養護教諭の併願>養護教諭を志願し、中高の保健体育教諭を併願することはできますか。</p> <p>養護教諭を志願しながら、小学校、中学校、中高共通、高等学校、特別支援教育の併願をすることができますが、相当する普通免許状を取得しているか、R9.3.31までに取得見込みであることが条件です（保健のみの免許状では併願できません。）。</p> <p>※ちば夢チャレンジ特別選考の志願者はR10.3.31までに取得見込みであること。</p>
<p>Q11</p> <p>A</p>	<p><幼稚園教諭特別選考>小学校教員免許状を取得（見込み含む）しており、幼稚園教諭特別選考Aで合格した場合は、採用延期期間は付与されませんか。</p> <p>対象となりません。採用延期期間の付与対象者は、小学校教諭免許状を取得（見込み含む）していない方となります。</p>
<p>Q12</p> <p>A</p>	<p><幼稚園教諭特別選考>採用延期期間に小学校で講師をすることはできますか。</p> <p>採用延期期間の過ごし方は、各自の判断となりますが、講師登録をすることで条件があえば講師として働くことが可能です。ただし、小学校教諭免許状がない場合は、臨時免許状の申請（有料）等の手続きが必要となります。</p>
<p>Q13</p> <p>A</p>	<p><結果通知書紛失>講師等特例選考B（・C）で受験予定ですが、昨年度の第1次又は第2次選考の結果通知書を紛失しました。どうしたらよいですか。</p> <p>結果通知書の代わりに、A4サイズの用紙に以下の内容を記載して提出してください。 【記載事項】①昨年度の受験番号 ②受験区分（例：中高共通・数学・一般選考）③氏名（カナ） ④第1次又は第2次選考の結果</p>
<p>Q14</p> <p>A</p>	<p><障害者特別枠>障害者特別枠について、詳しく教えてください。</p> <p>「障害者特別枠」は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受け、志願の際、期限が有効である必要があります。全ての受験区分（一般選考・特例選考・特別選考）が対象で、選考の内容は、それぞれの受験区分の選考と同じ内容ですが、受験に際して配慮が必要となる場合については、できる限り対応いたします。要望、質問等については、千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室（043-223-4044）まで御連絡ください。</p>
<p>Q15</p> <p>A</p>	<p><配慮希望>私は弱視ですが、障害者手帳を持っていません。障害者特別枠での志願でなくても、配慮の希望は可能ですか。</p> <p>「障害者特別枠」で志願していない方に対しても、受験に際して配慮が必要となる場合については、できる限り対応いたします。志願書の「⑮選考での配慮希望の有無」「配慮の内容等」に記入の上、志願してください。</p>
<p>Q16</p> <p>A</p>	<p><千葉県地域枠>千葉県内の大学で教員養成コースのようなものに所属していますが、千葉県地域枠に該当しますか。</p> <p>7ページに志願要件を記載しておりますので御確認ください。</p>
<p>Q17</p> <p>A</p>	<p><住所等の変更>志願後に、住所（氏名や電話番号等）が変更となりました。どうしたらよいですか。</p> <p>記載事項変更届を提出してください。A4サイズの用紙に以下の内容を記載して提出してください。 ①受験区分（例：中高共通・数学・一般選考） ②氏名（カナ） ③生年月日 ④連絡先（電話番号） ⑤変更内容（変更前と変更後を記載）</p> <p>なお、婚姻等により「姓」の変更があった場合には、旧姓と新姓がわかる戸籍抄本等の書類を上記の届と一緒に提出してください。</p>

※その他のよくある質問については、千葉県教育委員会ホームページに掲載していますので、御確認ください。

14 志願書・面接カード・受験票記入上の注意

○志願書・面接カードの記入に当たっては、以下の注意を熟読の上、数字は算用数字で記入する。

面接カードは、本人自筆、楷書で記入する。空欄は斜線とし、訂正する場合は2本線で消すこと。（訂正印不要）

※志願書の内容と面接カードの内容が変わらないように注意して作成してください。

①受験区分

26ページ「A-1、A-2コード表」を参照し、3桁の受験区分コード及び受験区分名を正確に転記する。

講師等特例A・B・Cを志願する場合は「A」・「B」・「C」の別を、本県実習助手特例を志願する場合は「L」を、ちば夢チャレンジ特別選考（令和7年度実施）通過者は「F」を、元教諭特例A・Bを志願する場合は「G」又は「H」を、教職大学院特別選考を志願する場合は「D」を、千の葉の先生養成塾生特別選考を志願する場合は「I」を、幼稚園教諭特別選考を志願する場合は「J」又は「K」の別をアルファベットで記入する。

<新卒者と既卒者について>

ア 新卒者とは、令和9年3月末（令和8年9月卒業の方も含む。）に以下の学校等を卒業見込の者

- ・大学院、教職大学院、大学、短期大学、教員養成機関、専攻科等

※令和9年4月に大学院及び教職大学院に進学する者、大学院及び教職大学院1年生で令和10年3月末にそれぞれの課程を修了見込の者は新卒者に含む。

※大学の聴講生、科目等履修生及び必要単位修得後退学予定の者は新卒者に含まない。

イ 既卒者とは、上記の学校等をすでに卒業している者

- ・上記の学校等を卒業後に専門学校に進んだ場合は既卒者に含まれる。
- ・通信制大学に在籍中又は科目履修中の社会人や講師は既卒者に含まれる。
- ・大学卒業後、他の大学へ進学した場合は既卒者に含まれる。
- ・大学卒業後、社会人経験を経て、大学院に進んだ場合は既卒者に含まれる。

<「E」「W」「N」「T」について>

小学校英語教育推進枠（E）、中学校複数教科枠（W）、新卒専願枠（N）、千葉県地域枠（T）を志願する場合は、その別を「E」「W」「N」「T」で記入する。小学校英語教育推進枠、中学校複数教科枠、新卒専願枠、千葉県地域枠の併願はできません。

②希望校種

中高共通を選択した場合、31ページ「J希望校種コード表」を参照し、該当【コード】及び【希望校種名】を1つ選択し、正確に転記する。ただし、教員免許状を取得又は取得見込みの校種を選択すること。中高共通以外の区分で受験する場合は、本欄に斜線を引く。

③受験会場の希望（全員回答すること）【志願書のみ】

受験会場の数字を記入する。また、申し込み後の変更はできないので留意すること。

④性別

「男」又は「女」と記入する（但し、記載は任意とする。）。

⑤⑥氏名・生年月日・（ 歳）

年齢は令和9年4月1日現在の満年齢を記入する。

⑦現住所・連絡先・電話番号・携帯電話番号

確実に連絡が取れる場所を記入する。面接カードの採用事務連絡先は現住所と同じ場合「同上」とする。

⑧学歴

卒業した高等学校等から現在まで在籍した学校について記入する（予備校等は記入不要。文部科学大臣の指定する教員養成機関は記入する。高卒認定等はその旨を記入する。）。教員免許状取得のための通信教育や科目等履修については、通信等の欄に記入する。国立・千葉県立・千葉市立・私立のように、設置者を明記する。学校名、全日・定時・通信制の別、科・学部・学科について正式名称で記入する。「所在地」欄は、都道府県又は国名を記入する（外国の場合は国名）。「在学期間」は（ ）内に元号を記入する。書ききれない場合は、欄を上下に2段に分けて記入する。

⑨職歴

【志願書】

コード表によりコードを記入し、その横の欄に勤務先を記入する(令和9年3月卒業見込みの学生は、現職コードは「5」、職歴コードは「1」を記入する。)。過去の勤務先は、令和5年度から令和7年度の3年間について記入する。それぞれの年度の途中で勤務先が変わっている場合、上から新しい勤務先になるように記入する。

【面接カード】

「前職」欄は、過去の職歴を全て新しい順に上から記入する。正規職員としてフルタイム勤務の場合は「正規」と記入する。非常勤・会計年度任用職員・任期付職員・臨時的任用・パート・アルバイト等は「臨採」と記入する。学生時代のアルバイトは記入しない。「職名等」の欄で、講師は「非常勤講師」「会計年度任用職員」「任期付職員」「臨任教諭」の区別・担当教科名を明記するなど雇用形態と職務内容を簡潔に示す。「在職年月数」欄は、「現職」「前職」に記入した職歴について、それぞれの在職期間を、「4年3か月」のように記入する。1日でも勤務がある場合は、その月を月数に加えてよいものとする(「在職年月数」の算出方法は、教員免許取得に係る「実務年数」の取扱いとは異なるので注意すること。)

「現職」は5月1日現在で記入するため、それ以前に出願する場合は、在職年月数は見込みで記入する。なお、職歴が多く、この欄に収まらない場合、職歴欄と同じ幅の紙片を作成し、紙片をめくると記入した履歴が見られるよう上部を糊付けして、この欄に重ね合わせて貼ること(上部上段が直近になるようにする。)

⑩教育職員免許状

記入欄が不足する場合は、志願に必要な免許状から記入する。

※「取得見込」の場合、[取得(見込)年月日]欄に「見込」と記入する。

※臨時免許状は記入しない。

※面接カードの「授与権者」の欄は、免許状を発行した都道府県名を記入する。「取得見込」の場合は、申請予定の都道府県名で記入する。

※同一校種・教科の場合は、上位免許状のみ記入する(例：1種と2種を所有する場合、1種のみ記入。)

⑪資格

コード一覧「I資格等コード表」にある資格について以下の基準で主なものから3つまで記入する。

1 特別選考・選考枠の要件となる資格は必ず記入

(3級海技士、基本情報技術者等、看護師、CEFR B1以上の取得実績等)

2 剣道・柔道：4段以上・初段から3段、書道：5段以上

3 その他、教育に係る資格(司書教諭・カウンセラー等)

⑫千葉県受験回数

今回を含めた、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の受験回数を記入する(併願は含めない)。

ちば夢チャレンジ特別選考受験者のカウントは、24ページ志願書記入例参照

⑬講師登録への志願書・面接カードの利用

千葉県・千葉市の公立学校の講師登録に対する志願書及び面接カードの使用について当てはまるものを○で囲む。

⑭実技選択種目【志願書のみ】

保健体育の受験者が記入する。コード一覧「L保健体育実技種目コード表」を参照し、2つとも記入する。

⑮第1次選考における配慮希望の有無と具体的内容【志願書のみ】

身体の障害・疾病、その他の理由で第1次選考における配慮希望がある場合は「有」を記入し、配慮を要する理由と希望する配慮の内容(車椅子使用、拡大鏡の使用、点字受験、手話通訳等)を具体的に記入する。受験に当たって、診断書等症状を証明する書類の提出を求める場合がある。

⑯「ちば！教職たまごプロジェクト」等の経験

千葉県・千葉市が実施する「ちば！教職たまごプロジェクト」や他県等での同様の教職インターンシップに参加した経験(令和8年度実施予定を含む。)がある場合は○を記入し、実施年度、学校名(面接カードのみ)を記入する。

「同様」については、他県等各自自治体の事業もしくは認定する教職インターンシップとし、募集要項P8の「『ちば！教職たまごプロジェクト』等の条件①～③」を参考とする。令和6年度から令和8年度にかけて経験がある場合は全て記入する。なお、令和5年度以前の経験については記入不要。

⑰教職インターンシップ参加者の優遇措置希望 要項 8 ページ参照

条件を満たし、優遇措置者を希望する場合は、「有」を記入する。

⑱大学院進学又は幼稚園特別選考による名簿登載猶予（延期）希望

名簿登載猶予（延期）を希望する、大学院（修士課程・専門職学位課程）に在学、又は大学院（同）進学予定者で、修士等の学位と専修免許状の取得に1年を必要とする者は「1年間」、2年を必要とする者は「2年間」、小学校教諭普通免許状取得は「最大3年間」の欄の（ ）に○を記入する。志願書及び面接カードに記入がない場合は名簿登載猶予を認めない。

⑲小学校・特別支援教育の併願について（養護教諭志願者は⑳へ記入）要項 8 ページ参照

小学校の場合は、小学校教諭普通免許状を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの場合、又は中学校教諭普通免許状（数学・理科・保健体育のいずれか）を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの者のみ併願することができる。加点制度を希望する場合は、志願書の加点希望の有無に「有」を記入する。

特別支援教育の場合は、「ア～エ」のいずれかに該当する場合のみ、併願することができる。該当する記号を丸で囲むこと（複数選択可）。「ア」以外の要件で併願し、採用された場合は、特別支援学校教諭普通免許状を採用後5年以内に必ず取得すること。

⑳養護教諭志願者の併願について（養護教諭志願者のみ記入可）要項 8 ページ参照

併願する学校種及び教科に該当する普通免許状を取得しているか、令和9年3月31日までに取得見込みであること。併願を希望する学校種を○で囲む。複数選択可。中学校及び高等学校を希望する者は教科を記入する。複数記入可。

㉑ボランティア活動経験【面接カードのみ】

活動先、期間、活動内容を記入する。

（例：○○小学校・R7.4～R8.3・千葉県特別支援フレッシュサポート事業で児童への学習支援。フリースクール等の民間施設でのボランティア経験。）

㉒研究事項・卒論等【面接カードのみ】

卒業論文等の研究について、内容が分かるように簡潔に記入する。

㉓参加した部活動・コンクール等の活動の記録

県大会以上の実績について、大会名・成績・記録（団体種目の場合ポジションや正補の別等を含む）を記入する。また、部活動等の役員経験（主将・マネージャー等）、その他の活動状況について記入する。

㉔指導可能な部活動又は指導実績【面接カードのみ】

部員経験や指導経験をふまえ、指導できる部活動の名称や実績を記入する。

㉕自己アピール（教員として生かせること）【面接カードのみ】

例：民間企業の経験・海外留学経験等自らの経験、趣味・特技・資格、個性や長所等教員として生かせることを記入する。

㉖志願の理由

千葉県・千葉市の公立学校教員（受験区分の学校種・教科等）を志願する理由を記入する。

㉗奨学金返還支援

千葉県内の公立学校（高校を除く）に教諭として一定期間勤務することを条件に、日本学生支援機構第一種奨学金返還の全額補助について申請の意向を記入する。（要項 1 7 ページ及び千葉県ホームページ参照）

※志願書の意向のみでは対象となりません。別途、申請手続きが必要となります。

㉘国籍の有無

日本国籍を有しているか記入する。

※日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

㉙性犯罪前科の有無

性犯罪前科がある場合、こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。（要項 3 2 ページ参照）

15 志願書の記入例

電子申請で入力後、一番下の [PDFファイルを出力する](#) を選択すると、この様式で確認することができます。郵送で提出書類がある方は、この様式の志願書を印刷し一緒に提出してください。
(両面印刷3部)

令和9年度（令和8年度実施）

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 志願書

受験番号（記入不要）

記入例

①受験区分コード	受験区分名		A・B・C・D・F・G H・I・J・K・L	E・W・N・T	E要件	
306	中高共通	国語	講師等特例選考B	B	2 中学複数教科W	
②希望校種	2 第1希望 中学校、 第2希望 高等学校			③受験会場	1 千葉会場	
フリガナ	チバ		ハナコ			
⑤氏名	千葉花子			④性別	女性	
				⑥生年月日	平成15年5月12日	〇〇 歳
⑦連絡先	都道府県コード	郵便番号	住所			
	千葉県	〇〇〇〇〇〇〇	千葉県〇〇市〇〇1-1			
	電話番号1	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス1	〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇		
	電話番号2	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス2	〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇		
⑧学歴	卒業高校コード	高校等所在地	卒業高校名			
	940	千葉県	〇〇高等学校			
	最終学歴校の種類別	最終学歴校名			最終学歴校所在地	
	3 大学	〇〇大学			13 神奈川県	
	最終学歴校コード	学部及び学科等の正式名称		最終学歴校の学部等コード	卒業年月日（和暦）	
2990	〇〇学部〇〇学科		22 私立 一般大学・学部	令和〇〇年〇月〇日		
⑨職歴	現職コード	2 千葉県内の公立学校教員として現在臨時的任用中の者（特別臨時的任用講師・非常勤を含む。）				
	現在勤務先等	〇〇市立〇〇中学校臨任講師				
	職歴種別	3 教職経験者（臨時的任用教員等のみ）				
	過去の勤務先（令和5年度から令和7年度）					
勤務年度	在職期間		勤務先等	職名	常勤・非常勤	職務内容（教科・時間数・その他）
	令和7年4月1日	～ 令和8年3月31日	〇〇市立〇〇小学校	非常勤講師	2 非常勤	算数チームティーチング
7年度	～					
	～					
	～					
6年度	令和6年9月1日	～ 令和6年12月24日	〇〇市立〇〇中学校	〇〇補助員	非常勤	学習補助
	令和6年4月1日	～ 令和6年5月31日	〇〇販売		常勤	〇〇の物品販売
	～					
5年度	令和5年4月1日	～ 令和6年3月31日	〇〇販売		常勤	〇〇の物品販売
	～					
	～					

記入例

⑩ 教員免許状	免許1	5140	中学校国語 1種	免許5		
	免許2	5500	高等学校国語 1種	免許6		
	免許3	5156	中学校技術 1種	免許取得見込みの場合も記入します。		
	免許4	5004	小学校 1種	免許8		
⑪ 資格	資格1	221	英語B	取得見込みの資格は、記入しない。		
	資格2	250	司書	ちば夢チャレンジ特別選考受験者のカウント方法 昨年度通過者は、昨年と今年で「1カウント」、 不合格だった方は、昨年と今年で「2カウント」。		
	資格3					
⑫千葉県受験回数						
	小学校		中学校・高校	特別支援教育	養護教諭	栄養教諭
			2			
⑬講師登録		同意する				
⑭保健体育実技選択		選択種目ア群		選択種目イ群		
⑮選考での配慮の有無		有	難聴のため、手話通訳を希望します。			
⑯ちば！教職たまごプロジェクト等		1	令和6年度経験	⑰インターンシップ優遇措置希望		
⑱大学院進学又は幼稚園特別選考による名簿登載猶予（延期）希望						
⑲小学校併願		1	小学校の併願を希望する	加点希望の有無	有	
⑲特別支援教育併願						
⑳養護教諭志願者の併願					養護教諭志願者の併願（教科）	
㉔参加した部活動及びコンクール等の活動の記録【中学校以降 150字以内】						
中学校3年間・高校3年間 バスケットボール部所属 高校時、インターハイベスト4						
㉗志願の理由（200字以内）						
私は、中学校の教員になることを強く夢見ています。理由は、子どもたちとともに、自分も成長できる、そんな素晴らしい職業であると考えているからです。						
㉘奨学金返還支援	㉙国籍の有無	㉚性犯罪前科	志願の同意	年月日	氏名	
1 申請する	1 有している	1 無	1 同意します	令和8年5月3日	千葉 花子	

16 面接カードの記入例
令和9年度（令和8年度実施）

面接カードは必ず自筆で作成してください。

記入例

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考 面接カード

①受験区分 [A-1・A-2 コード表]から転記する 受験区分名 A・B・C・D・F・G・H・I・J・K・L E・W・N・T 中高共通・国語・講師等特例 B → W		②希望校種 中・高共通のみ 中のみ・①中②高・①高②中・高のみ のいずれかを記入する。 ①中②高		受験番号 306011 ※受験票を見て間違いないように入力すること		
写真貼付欄 1 写真は受験票と同一のものを貼付すること 2 写真の裏に氏名を記入すること 3 出願前6か月以内に撮影したもの 4 上半身、脱帽、カラー、正面向き 5 縦4.5cm×横3.5cm		⑤ふりがな ちば はなこ 氏名 千葉 花子 令和9年4月1日現在		④性別(任意) 女 性別の記載は任意です。		
⑥生年月日 昭・平 ○年 5月 12日生 (○○)歳		⑦現住所 千葉 都道府県 ○○市○○○1-1 〒○○○-○○○ (電話○○○-○○○-○○○○) (携帯○○○-○○○-○○○○)				
⑦連絡先 都道府県 同上 〒 (電話 - -)		R9年4月1日現在の年齢を記入する。				
⑧学歴 高等学校から現在まで記入する。 国立、千葉県立、千葉市立、私立のように、設置者を記入する。 所在地の欄は学校所在地の都道府県を記入する。(外国の場合は国名) (通信等)	学校名 (全・定・通) (科) 私立 ○○高等学校 全日制 普通科		所在地 千葉県	在学期間 平成○年○月～平成○年○月	卒業・修了見込等 卒業	
	(大学等) (学部・学科等) 私立 ○○大学 ○○部 ○○科		○○県	令和○年○月～令和○年○月	卒業	
	(大学院・専攻科等) (研究科等) 国立 ○○大学大学院 ○○研究学科 ○○専攻		○○県	令和○年○月～令和○年○月	卒業見込み	
	私立 ○○大学 科目等履修生		○○県	令和○年○月～令和○年○月	修了	
⑨職歴 職歴はすべて記入する。 前歴を新しい順にできるだけ枠内に記入する(やむを得ぬ場合は別紙に記入し、用紙の上段に直近がくるようにする)。 【在職年月数】は、1日でも勤務がある場合、その月を月数に加えてよい。 授与権者(免許状を発行した教育委員会)の都道府県を記入する。 取得見込みの場合は、申請予定の教育委員会の都道府県を記入する。	勤務先	在職期間	正規臨探	職名等 職名・担当教科・課・職務内容・その他	在職年月数	
	現職	○市立○中学校	R8/4 ~ 現在	臨探	臨任講師・国語	R8年5月1日現在 2か月
	前職	○市立○小学校	R7/4 ~ R8/3	臨探	非常勤講師・算数	1年
		○市立○中学校	R6/9 ~ R6/12	臨探	○補助教員・学習補助	4か月
		株式会社○	R3/4 ~ R6/5	正規	○販売	3年2か月
元教諭特例選考日の方は、出願時在職年月数を記載						
⑩教育職員免許状 臨時免許状を除き受験区分に関係する順に記入する。記入欄が不足する場合は別紙に記入する。 授与権者は、都道府県名を記入する。見込みの者は申請予定の都道府県名を記入する。 同一校種・教科の複数の免許状を有する場合は、上位免許状だけ記入する。	取得(見込)年月日	授与権者	種類	教科	⑪資格 「1資格等コード表」に該当する資格のみを記入する。特例選考・特別選考の要件となる資格は必ず記入する。	
	R2年3月○日	千葉	中学校1種	国語	資格などの名称	取得年月
	R2年3月○日	千葉	高等学校1種	国語	実用英語検定準1級	R元年9月
	R9年3月見込日	千葉	小学校		司書	R4年9月
	年月日					年月
	年月日					
	年月日					
⑫千葉県受験回数 ※今回を含む。併願は含まない。						
回数		区分	小学校	中学校 高等学校	特別支援	養護教諭 栄養教諭
2回						
⑬講師登録 千葉県・千葉市の公立小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時的任用職員・任期付職員及び会計年度任用職員の登録のため、面接カードの内容を利用することに同意しますか。(あてはまるものを○で囲む) 同意する 同意しない 登録済み						

小学校・英語「E」、中学校・複数教科「W」、新卒専願枠「N」、千葉県地域枠「T」で志願する方のみ該当のアルファベットを記入する。

受験票に記載されている受験番号を確認し、各自で記入する。

性別の記載は任意です。

R9年4月1日現在の年齢を記入する。

現住所と同じ場合は、「同上」と記入する。

職歴はすべて記入する。

空欄となる箇所には斜線を引く。

中学校・高等学校単独、又は、中高共通枠で受験した場合はここに記入する。

17 コード一覧

A-1 校種・教科コード表

校種 教科	コード
小学校(推薦)	10
小学校新卒	11
小学校既卒	12
小学校(ちば夢チャレンジ※大学3年次等)	13
中学校技術	20
中高共通 国語	30
中高共通 社会	31
中高共通 数学	32
中高共通 理科	33
中高共通 音楽	34
中高共通 美術	35
中高共通 保健体育	36
中高共通 家庭	37
中高共通 英語	38
高等学校 農業(土木造園)	40
高等学校 農業(畜産)	41
高等学校 農業(食品製造)	42
高等学校 農業(園芸)	43
高等学校 工業(電気)	44
高等学校 工業(機械)	45
高等学校 工業(工業化学)	54
高等学校 工業(建設)	55
高等学校 商業	46
高等学校 書道	47
高等学校 福祉	48
高等学校 情報	49
高等学校 水産(航海)	56
高等学校 水産(機関)	57
高等学校 水産(食品)	58
特別支援教育	51
養護教諭	61
養護教諭特別選考	62
ちばスペシャリスト特別選考 I 情報 ※	71
ちばスペシャリスト特別選考 I 看護 ※	72
ちばスペシャリスト特別選考 I 福祉 ※	73
ちばスペシャリスト特別選考 II 水産(航海) ※	74
ちばスペシャリスト特別選考 II 水産(機関) ※	75
ちばスペシャリスト特別選考 I 家庭 ※	76
ちばスペシャリスト特別選考 I 美術 ※	77
ちばスペシャリスト特別選考 I 工芸 ※	78
ちばスペシャリスト特別選考 I 英語 ※	79
栄養教諭	81

A-2 選考種別コード表

コード	選考種別
0	大学推薦特別選考
1	一般選考
F	ちば夢チャレンジ特別選考通過者
2	他県等現職特例選考
3	G 元教諭特例選考A
H	元教諭特例選考B
4	社会人特別選考
5	ちば夢チャレンジ特別選考
6	A 講師等特例選考A
B	講師等特例選考B
C	講師等特例選考C
L	本県現職実習助手等特例選考
7	特別臨時的任用教諭特例選考
8	D 教職大学院特別選考
I	千の葉の先生養成塾生特別選考
J	幼稚園教諭特別選考A
K	幼稚園教諭特別選考B
9	障害者特別枠

←令和7年度実施通過者

英語教育推進枠、
複数教科枠、新卒
専願枠、千葉県地
域枠には、選考種別
コード記入はありま
せん。

※受験区分コードの例

小学校(推薦)・大学推薦の場合 小学校既卒・一般の場合

↓ ↓ ↓ ↓
10 ↓ 0 12 ↓ 1
100 121

中高美術・講師特例Bの場合

↓ ↓ ※講師特例A・Bのコード
35 ↓ 6 番号は同じ
356 B ※A・Bの別は、別途記入

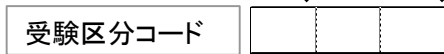
※ 養護教諭特別選考の区分コードは **621**

※ ちばスペシャリスト特別選考 I・II の区分
コードは

情報 **711** 看護 **721**
福祉 **731** 家庭 **761**
水産(航海) **741** 水産(機関) **751**
美術 **771** 工芸 **781** 英語 **791**



※千の葉の先生、幼稚園特別
選考、講師等特例・実習助手特
例・令和7年度実施ちば夢チャ
レンジ特別選考通過者・元教諭
特例は、A～Lの別を記入



例① 3 7 6

(例 B) (例 W)

- 例① 376B : 中高共通家庭 講師等特例 B
- 例② 309 : 中高共通国語 一般 障害者特別枠
- 例③ 111E : 小学校新卒 一般 英語教育推進
- 例④ 351N : 中高共通美術 一般 新卒専願枠
- 例⑤ 201W : 中学校技術一般 複数教科
- 例⑥ 121T : 小学校既卒 一般 千葉県地域枠
- 例⑦ 135 : 小学校(ちば夢チャレンジ) ちば夢チャレンジ特別選考
- 例⑧ 321F : 中高共通数学 一般(ちば夢チャレンジ特別選考通過者)
- 例⑨ 118I : 千の葉の先生養成塾生特別選考
- 例⑩ 129J : 幼稚園教諭特別選考A 障害者特別枠

- ※小学校英語教育推進枠に志願する者
のみがEを記入する。⇒例③参照
- ※新卒専願枠(数学・理科・技術・美術・
家庭・情報)に志願する者のみがNを
記入する。⇒例④参照
- ※中学校複数教科枠に志願する者のみ
がWを記入する。受験区分コードは、
受験する教科と同じとする。⇒例⑤参照
- ※千葉県地域枠に志願する者のみが
Tを記入する。受験区分コードは、受験
する教科と同じとする。⇒例⑥参照
- ※千の葉の先生養成塾生特別選考の場合⇒例⑨
参照
- ※幼稚園特別選考Aで障害者枠⇒例⑩参照
- ※中学校複数教科枠・新卒専願特別枠・
千葉県地域枠を併願することはできません。

B 高校等コード表

【県立高等学校】

	校名	コード	
ア	旭農業	011	
	姉崎	012	
	我孫子	013	
	我孫子東	422	
	天羽	014	
	安房	015	
	安房拓心	017	
	イ	泉	019
磯辺		020	
市川昂		423	
市川工業		022	
市川東		024	
市川南		025	
一宮商業		026	
市原		027	
市原緑		029	
市原八幡		030	
印旛明誠		424	
ウ		浦安	033
		浦安南	034
オ	生浜	035	
	大網	419	
	大多喜	036	
	大原	038	
カ	小見川	039	
	柏（県立）	042	
	柏井	043	
	柏中央	045	
キ	柏の葉	417	
	柏南	047	
	鎌ヶ谷	051	
	鎌ヶ谷西	052	
	木更津	053	
	木更津東	054	
	君津	055	
	君津青葉	056	
	君津商業	057	
	行徳	058	
ク	九十九里	059	
	京葉	060	
ケ	京葉工業	061	
	検見川	062	
	国府台	063	
コ	小金	064	
	国分	065	
	攢橋	066	
	佐倉	068	
サ	佐倉西	069	
	佐倉東	070	
	佐倉南	071	
	佐原	072	
	佐原白楊	073	
シ	清水	075	
	下総	076	
	沼南	077	
	沼南高柳	078	
	白井	080	
セ	関宿	081	
ソ	匝瑳	082	
	袖ヶ浦	083	
タ	多古	084	

【市立高等学校】

	校名	コード
イ	稲毛（市立）	031
カ	柏（市立）	041
チ	千葉（市立）	087
	銚子（市立）	097
ナ	習志野（市立）	116
フ	船橋（市立）	126
マ	松戸（市立）	139
他	他都道府県の市立高校	930

【国立高等学校】

	校名	コード
国	国立高等学校	910

【私立高等学校】

	校名	コード
ア	愛国学園大学附属四街道	301
	あずさ第一	703
	我孫子二階堂	302
イ	市川	303
	市原中央	304
ウ	植草学園大学附属	305
オ	桜林	312
カ	鴨川令徳	334
キ	木更津総合	701
	暁星国際	308
ケ	敬愛学園	309
	敬愛大学八日市場	310
コ	光英VERITAS	319
	国府台女子学院	311
シ	志学館	313
	芝浦工業大学柏	314
	渋谷教育学園幕張	315
	秀明八千代	316
	昭和学院	317
	昭和学院秀英	318
	翔凜	329
セ	西武台千葉	320
	専修大学松戸	322
タ	拓殖大学紅陵	323
チ	千葉英和	324
	千葉学芸	325
	千葉敬愛	326
	千葉経済大学附属	327
	千葉県安房西	328
	千葉商科大学附属	330
	千葉聖心	331
	千葉日本大学第一	332
	千葉萌陽	333
	千葉明德	335
	千葉黎明	336
	中央学院	337
	中央国際	705
ト	東海大学付属浦安	338
	東海大学付属市原望洋	339
	東京学館	340
	東京学館浦安	341
	東京学館船橋	342
	東邦大学付属東邦	343
	東葉	344
	時任学園中等教育学校	345
ナ	成田	346
	中山学園	704
ニ	日本体育大学柏	306
	二松学舎大学附属柏	347
	日本大学習志野	348
ヒ	日出学園	349
フ	不二女子	350
メ	明聖	351

	校名	コード
モ	茂原北陵	352
ヤ	八千代松陰	353
ヨ	横芝敬愛	354
リ	流通経済大学附属柏	355
レ	麗澤	356
ワ	和洋国府台女子	357
	わせがく	702
他	その他の私立高校	940

【県立特別支援学校】

	校名	コード
ア	我孫子特別支援	201
	安房特別支援	202
イ	夷隅特別支援	203
	市川特別支援（県立）	204
	市原特別支援	206
	印旛特別支援	207
	飯高特別支援	237
オ	大網白里特別支援	238
カ	柏特別支援	208
	香取特別支援	209
キ	君津特別支援	210
コ	湖北特別支援	235
サ	栄特別支援	242
	桜が丘特別支援	211
ソ	袖ヶ浦特別支援	212
チ	千葉盲	213
	千葉特別支援	214
	千葉聾	215
	銚子特別支援	217
	長生特別支援	218
ツ	つくし特別支援	227
ト	東金特別支援	219
	富里特別支援	220
	特別支援学校流山高等学園	230
	特別支援学校市川大野高等学園	234
	東葛の森特別支援	243
ナ	習志野特別支援	239
ニ	仁戸名特別支援	221
ノ	野田特別支援	222
フ	船橋特別支援（県立）	224
	船橋夏見特別支援	240
マ	櫃の実特別支援	225
	松戸特別支援	226
ヤ	八千代特別支援	228
	矢切特別支援	241
ヨ	八日市場特別支援	229
	四街道特別支援	231

【市立特別支援学校】

	校名	コード
イ	市川市立須和田の丘支援	205
チ	千葉市立養護	216
	千葉市立第二養護	233
	千葉市立高等特別支援	236
フ	船橋市立船橋特別支援	223

【国立特別支援学校】

	校名	コード
チ	千葉大学教育学部附属特別支援	001
ツ	筑波大学附属聴覚特別支援	002

【その他の特別支援学校】

	校名	コード
他	その他の特別支援学校	950

【国立高等専門学校】

	校名	コード
キ	木更津工業高専	003
他	その他の高専	960

【その他（高卒認定等）】

	校名	コード
他	その他（高卒認定等）	990

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

C 大学等コード表 (1/2)

【国立大学】

	校名	コード
ア	愛知教育大学	0001
	秋田大学	0002
イ	茨城大学	0009
	岩手大学	0010
ウ	宇都宮大学	0016
エ	愛媛大学	0020
オ	大分大学	0024
	大阪大学	0026
	大阪外国語大学	0027
	大阪教育大学	0028
	岡山大学	0029
	小樽商科大学	0030
	お茶の水女子大学	0031
	帯広畜産大学	0032
カ	香川大学	0040
	鹿児島大学	0042
	金沢大学	0043
	鹿屋体育大学	0044
キ	北見工業大学	0053
	岐阜大学	0054
	九州大学	0050
	九州芸術工科大学	0051
	九州工業大学	0052
	京都大学	0055
	京都教育大学	0056
	京都工芸繊維大学	0057
ク	熊本大学	0063
	群馬大学	0064
コ	高知大学	0070
	神戸大学	0072
サ	埼玉大学	0079
	佐賀大学	0080
シ	滋賀大学	0087
	静岡大学	0089
	島根大学	0090
	上越教育大学	0092
	信州大学	0093
セ	政策研究大学院大学	0098
ソ	総合研究大学院大学	0099
チ	千葉大学	0111
ツ	筑波大学	0115
テ	電気通信大学	0119
ト	東京大学	0123
	東京外国語大学	0125
	東京海洋大学	0122
	東京学芸大学	0126
	東京芸術大学	0128
	東京工業大学	0129
	東京農工大学	0132
	東北大学	0133
	徳島大学	0134
	鳥取大学	0136
	富山大学	0137
	豊橋技術科学大学	0139
ナ	長岡技術科学大学	0150
	長崎大学	0151
	名古屋大学	0152
	名古屋工業大学	0153
	奈良教育大学	0154
	奈良女子大学	0155
	奈良先端科学技術大学院大学	0157
	鳴門教育大学	0156
ニ	新潟大学	0162

	校名	コード
ヒ	一橋大学	0180
	兵庫教育大学	0181
	弘前大学	0182
	広島大学	0183
フ	福井大学	0184
	福岡教育大学	0186
	福島大学	0187
ホ	北陸先端科学技術大学院大学	0195
	北海道大学	0196
	北海道教育大学	0197
ミ	三重大学	0205
	宮城教育大学	0206
	宮崎大学	0207
ム	室蘭工業大学	0214
ヤ	山形大学	0224
	山口大学	0225
	山梨大学	0226
ヨ	横浜国立大学	0236
リ	琉球大学	0243
ワ	和歌山大学	0250
他	その他の国立大学	0990

【公立大学】

	校名	コード
ア	愛知県立大学	0501
	愛知県立芸術大学	0502
イ	岩手県立大学	0510
オ	大阪市立大学	0522
	大阪府立大学	0523
カ	神奈川県立保健福祉大学	0528
	金沢美術工芸大学	0529
キ	北九州市立大学	0534
	京都市立芸術大学	0537
	京都府立大学	0538
ク	熊本県立大学	0549
	群馬県立女子大学	0551
ケ	県立広島大学	0552
コ	神戸市外国語大学	0563
サ	埼玉県立大学	0568
シ	静岡県立大学	0574
タ	高崎経済大学	0595
チ	千葉県立保健医療大学	7017
ツ	都留文科大学	0604
ト	東京都立大学	0578
ナ	名古屋市立大学	0619
ヒ	兵庫県立大学	0642
フ	福岡女子大学	0646
マ	前橋工科大学	0650
ヤ	山梨県立大学	0670
ヨ	横浜市立大学	0684
他	その他の公立大学	1990

【私立大学】

	校名	コード
ア	愛知学院大学	2010
	愛知学泉大学	2011
	愛知淑徳大学	1006
	愛知大学	1220
	愛知東邦大学	1221
	青森大学	2013
	青山学院大学	2015
	芦屋大学	2017
	亜細亜大学	2020
	麻布大学	2023
	跡見学園女子大学	2025
	足利大学	2746

	校名	コード
ア	足利大学	2746
イ	いわき明星大学	2029
	石巻専修大学	2030
	茨城キリスト教大学	2035
ウ	上野学園大学	2040
	植草学園大学	2041
エ	江戸川大学	2042
	SBC東京医療大学	2728
オ	桜美林大学	2045
	大阪経済大学	2049
	大阪体育大学	2050
	大阪大谷大学	2055
	大谷大学	1222
	大妻女子大学	2060
	岡崎女子大学	1223
	岡山理科大学	2065
	大阪電気通信大学	2747
カ	学習院大学	2070
	学習院女子大学	2071
	開智国際大学	2597
	神奈川大学	2075
	金沢星稜大学	2076
	鎌倉女子大学	2080
	川村学園女子大学	2090
	関西大学	2095
	関西外国語大学	2096
	関西学院大学	2100
	関西国際大学	2103
	環太平洋大学	1118
	神田外語大学	2105
	関東学院大学	2110
	関東学園大学	2115
	神奈川工科大学	2748
	金沢学院大学	2749
キ	畿央大学	2117
	北里大学	2120
	岐阜聖徳学園大学	2125
	岐阜女子大学	2128
	九州女子大学	2130
	共愛学園前橋国際大学	2133
	京都外国語大学	2135
	京都女子大学	2140
	京都造形芸術大学	2145
	京都橋大学	2146
	共立女子大学	2148
	杏林大学	2150
	近畿大学	2155
	金城学院大学	2157
	共栄大学	2756
ク	国立音楽大学	2160
	くらしき作陽大学	2162
	群馬医療福祉大学	2163
ケ	敬愛大学	2165
	慶応義塾大学	2170
コ	工学院大学	2175
	皇學館大学	2180
	甲南女子大学	2181
	神戸松蔭大学	2183
	神戸女子大学	2185
	神戸親和大学	2190
	国学院大学	2195
	国際武道大学	2200
	国土館大学	2205
	駒澤大学	2210
サ	埼玉学園大学	2219
	相模女子大学	2220
	札幌大学	1229

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

※大学院についても、この大学コードを使ってください。

C 大学等コード表 (2/2)

	校名	コード
サ	札幌学院大学	2223
	埼玉工業大学	2751
シ	至学館大学	2417
	四国学院大学	2227
	四国大学	2230
	実践女子大学	2235
	四天王寺大学	2240
	芝浦工業大学	2233
	柴田学園大学	2537
	秀明大学	2245
	十文字学園女子大学	2247
	淑徳大学	2250
	順天堂大学	2255
	尚綱学院大学	2755
	城西大学	2260
	城西国際大学	2265
	上智大学	2270
	湘南工科大学	2275
	尚美学園大学	2280
	上武大学	1255
	昭和音楽大学	2290
	昭和女子大学	2295
	女子美術大学	2305
	白梅学園大学	2308
	白百合女子大学	2310
	仁愛大学	2752
ス	杉野服飾大学	2315
ス	椋山女学園大学	1224
	駿河台大学	2317
セ	聖学院大学	2318
	成蹊大学	2320
	星槎大学	1225
	成城大学	2325
	聖心女子大学	2330
	清泉大学	2335
	聖徳大学	2340
	西南学院大学	2341
	清和大学	2342
	専修大学	2345
	洗足学園音楽大学	2350
	仙台大学	2355
ソ	創価大学	2360
	園田学園大学	2363
タ	第一工業大学	2365
	大正大学	2370
	大東文化大学	2375
	拓殖大学	2380
	玉川大学	2385
	多摩美術大学	2390
チ	千葉科学大学	2392
	千葉経済大学	2395
	千葉工業大学	2400
	千葉商科大学	2405
	中央大学	2410
	中央学院大学	2415
	中京大学	2420
	中部大学	2423
ツ	津田塾大学	2425
	鶴見大学	2430
テ	帝京大学	2435
	帝京科学大学	1361
	帝京平成大学	2440
	天理大学	2445
ト	桐蔭横浜大学	2448
	東海大学	2450
	東海学園大学	2452
	東京医療保健大学	2453

	校名	コード
ト	東京音楽大学	2455
	東京家政大学	2460
	東京家政学院大学	2465
	東京基督教大学	2467
	東京経済大学	2470
	東京工芸大学	1226
	東京国際大学	2475
	東京情報大学	2480
	東京女子大学	2485
	東京女子体育大学	2490
	東京都市大学	2660
	東京成徳大学	2495
	東京造形大学	2500
	東京電機大学	2505
	東京農業大学	2510
	東京福祉大学	2513
	東京未来大学	2514
	東京理科大学	2515
	同志社大学	2520
	同志社女子大学	2521
	桐朋学園大学	2523
	東邦大学	2525
	東邦音楽大学	2530
	東北学院大学	2535
	東北芸術工科大学	1399
	東北福祉大学	2540
	東北文教大学	2541
	東洋大学	2545
	東洋学園大学	2552
	常磐大学	2554
	徳島文理大学	2555
	常葉大学	2557
	獨協大学	2560
ナ	名古屋外国語大学	1227
	名古屋学院大学	1228
	名古屋学芸大学	1230
	名古屋経済大学	2564
	名古屋芸術大学	2565
	名古屋葵大学	2567
	奈良学園大学	1466
ニ	新潟薬科大学	2569
	二松学舎大学	2570
	日本大学	2575
	日本教育大学院大学	2577
	日本工業大学	2578
	日本社会事業大学	2580
	日本女子大学	2585
	日本女子体育大学	2590
	日本体育大学	2595
	日本福祉大学	2600
	日本栄養大学	2300
ノ	ノートルダム清心女子大学	2605
ハ	梅光学院大学	1524
	白鷗大学	2606
	八戸工業大学	2754
ヒ	東大阪大学	2607
	比治山大学	1547
	弘前学院大学	2608
	姫路大学	2158
フ	フェリス学院大学	2615
	福岡大学	2620
	佛教大学	2625
	文化学園大学	2630
	文教大学	2635
	文京学院大学	2638
ヘ	平成国際大学	3777
ホ	法政大学	2640

	校名	コード
ホ	北翔大学	2643
	北陸学院大学	2644
	北陸大学	2645
ミ	美作大学	2647
	宮城学院女子大学	2648
ム	武蔵大学	2650
	武庫川女子大学	2655
	武蔵野大学	2663
	武蔵野音楽大学	2665
	武蔵野美術大学	2670
メ	明海大学	2675
	明治大学	2680
	明治学院大学	2685
	名城大学	2688
	明星大学	2690
	目白大学	2695
モ	桃山学院大学	1231
	盛岡大学	2700
ヤ	大和大学	1232
	山梨学院大学	1233
ヨ	横浜商科大学	1234
ラ	酪農学園大学	1657
リ	立教大学	2705
	立正大学	2710
	立命館大学	2715
	龍谷大学	2720
	流通経済大学	2725
レ	麗澤大学	2730
ワ	和光大学	2735
	早稲田大学	2740
	和洋女子大学	2745
他	その他の私立大学	2990

【公立短期大学】

	校名	コード
チ	千葉県立衛生短期大学	4040
他	その他の公立短期大学	4990

【私立短期大学】

	校名	コード
ア	青山学院女子短期大学	5030
ウ	植草学園短期大学	5055
コ	国学院大学栃木短期大学	5160
シ	昭和音楽大学短期大学部	5230
	昭和学院短期大学	5240
	女子美術大学短期大学部	5270
セ	聖徳大学短期大学部	5280
	清和大学短期大学部	5300
チ	千葉敬愛短期大学	5360
	千葉経済大学短期大学部	5370
テ	帝京短期大学	5383
ト	東海大学短期大学部	5388
	東京家政大学短期大学部	5390
	東京女子体育短期大学	5410
	東邦音楽短期大学	5430
他	その他の私立短期大学	5990

【養成機関】

	校名	コード
チ	千葉県立養護教諭養成所	6010
ヨ	横浜高等教育専門学校	6030
他	その他の教員養成機関	6990

【その他】

	校名	コード
ホ	放送大学(放送大学学園)	0193
他	【その他の学校(機関)等】	9990

※卒業時の校名が無い場合、統合・校名変更後の校名があればそのコードを使ってください。

※大学院についても、この大学コードを使ってください。

D 学歴種別コード表

コード	種別A	コード	種別A
1	大学院	4	短大専攻科
2	大学専攻科	5	短期大学
3	大学	9	その他

E 学部等コード表

コード	種別B	説明
10	国立教員養成大学・学部	国立の教員養成大学又は国立大学の教員養成学部
11	公立教員養成大学・学部	公立の教員養成大学又は公立大学の教員養成学部
12	私立教員養成大学・学部	私立の教員養成大学又は私立大学の教員養成学部
20	国立一般大学・学部	「10国立教員養成大学・学部」以外の国立大学・学部
21	公立一般大学・学部	「11教員養成大学・学部」以外の公立大学・学部
22	私立一般大学・学部	「12教員養成大学・学部」以外の私立大学・学部
30	短期大学	国・公・私立短期大学(短期大学の専攻科を含む。)
40	指定教員養成機関等	指定教員養成機関及び国立養護教諭養成所
50	大学院等	国・公・私立大学の大学院及び専攻科
90	その他(上記以外)	高等学校卒業者(学校教育法第56条第1項の大学に入学することができる者を含む。)で他にあてはまらない者

F 現職コード表

コード	現職
0	千葉県内公立学校で実習助手又は寄宿舎指導員として現在正式任用中の者
1	国立学校又は千葉県外の公立学校教員として現在正式任用中の者
2	千葉県内の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(特別臨時的任用教諭・非常勤を含む。)
3	千葉県外の公立学校教員として現在臨時的任用中の者(非常勤を含む。)
4	私立等教員(教員として上記0~3以外で任用中の者。臨任・非常勤を含む。)
5	学生 ※科目等履修生は含まない。
6	本採用の公務員(教員を除く、県内外の公務員全般)
7	民間企業等勤務者
8	無職
9	その他

G 職歴コード表

コード	職歴名	説明
1	新規学卒者	令和8年度卒業予定者(大学院生含む)
2	教職経験者(臨時的任用教員等以外)	出願時以前の教職経験として国公立の教員(臨時的任用教員、非常勤教員等を除く。)として勤務していた経験を有する者。
3	教職経験者(臨時的任用教員等のみ)	出願時以前の教職経験として国公立の臨時的任用教員、非常勤教員等として勤務していた経験のみを有する者。 教職辞職後、教員採用選考を数年間にわたって受験し、教職にあった期間と教員採用の時期が連続していない場合も含む。ただし、民間企業に勤務していた者が教職を志して辞職し、教員採用選考受験中に臨時的任用職員として講師となっていた者等は、「民間企業等勤務経験者」に含める。
4	民間企業等勤務経験者	教員採用選考時の職として教職(「教職経験者」に該当する教員)以外の継続的な雇用に係る勤務経験(民間企業での勤務等。アルバイト等は除く)にあった者。 民間企業を辞職後、教員採用選考を数年間にわたって受験し、民間企業勤務の期間と教員採用の時期とが連続していない場合も含む。
5	その他の既卒者	上記1~4の区分に当てはまらない者
6	大学3年次等	令和9年度卒業見込みの者

H 免許コード表

校種	教科	種	コード	校種	教科	種	コード	
小学校	専修		5002	高等学校	工芸	専修	5416	
	1種		5004			1種	5516	
	2種		5006		書道	専修	5418	
中学校	国語	専修	5100				1種	5518
		1種	5140		英語	専修	5454	
		2種	5200			1種	5554	
	社会	専修	5102		家庭	専修	5428	
		1種	5142			1種	5528	
		2種	5202		情報	専修	5460	
	数学	専修	5104			1種	5572	
		1種	5144		農業	専修	5432	
		2種	5204			1種	5532	
	理科	専修	5106		工業	専修	5436	
		1種	5146			1種	5536	
		2種	5206		商業	専修	5440	
	音楽	専修	5108			1種	5540	
		1種	5148		水産	専修	5444	
		2種	5208			1種	5544	
	美術	専修	5110		商船	専修	5448	
		1種	5150			1種	5548	
		2種	5210		看護	専修	5424	
	保健体育	専修	5112			1種	5524	
		1種	5152		福祉	専修	5462	
		2種	5212			1種	5574	
	技術	専修	5116		独語	1種	5576	
		1種	5156		仏語	1種	5575	
		2種	5216		他の外国語	専修	5456	
家庭	専修	5118			1種	5556		
	1種	5158	保健		専修	5422		
	2種	5218			1種	5522		
英語	専修	5126	高校その他		8880			
	1種	5166	特別支援学校(視覚障害者)・盲学校	専修	5918			
	2種	5226		1種	5923			
保健	専修	5114		2種	5928			
	1種	5154	特別支援学校(聴覚障害者)・聾学校	専修	5919			
	2種	5214		1種	5924			
中学その他		7770		2種	5929			
高等学校	国語	専修	5400	特別支援学校(知的障害者)・養護学校	専修	5920		
		1種	5500		1種	5925		
	地理歴史	専修	5404		2種	5930		
		1種	5504	特別支援学校(肢体不自由者)・養護学校	専修	5921		
	公民	専修	5406		1種	5926		
		1種	5506		2種	5931		
	数学	専修	5408	特別支援学校(病弱者)・養護学校	専修	5922		
		1種	5508		1種	5927		
	理科	専修	5410		2種	5932		
		1種	5510	養護教諭	専修	5980		
	保健体育	専修	5420		1種	5982		
		1種	5520		2種	5984		
	音楽	専修	5412	幼稚園	専修	5950		
		1種	5512		1種	5952		
	美術	専修	5414		2種	5954		
	1種	5514	栄養教諭	専修	5990			
その他		9990		1種	5992			
				2種	5994			

高等学校社会の免許状については、高等学校地理歴史及び公民のコードの両方を記載する。

I 資格等コード表

コード	資格等
100	書道 ※1
200	剣道・4以上 ※1
201	剣道・初～3 ※2
210	柔道・4以上 ※1
211	柔道・初～3 ※2
220	英語 A(CEFR C1 相当) ※3
221	英語 B(CEFR B2 相当) ※3
226	英語 C(CEFR B1 相当) ※3
222	独語
223	仏語
224	韓国語
225	中国語
228	他の外国語
230	情報技術者 ※4
231	他のコンピュータ
240	社会教育主事
250	司書
260	司書教諭
270	学芸員
280	管理栄養士
285	栄養士
290	調理師
300	手話
810	保健師
820	看護師
830	助産師
840	介護福祉士
850	カウンセラー等
860	保育士
870	海技士
880	伝統工芸士

注意 ※1 剣道・柔道：4段以上、書道：5段以上の場合
 ※2 剣道・柔道：初段から3段
 ※3 ページ右下参照
 ※4 「情報処理技術者試験」によるもののみ

J 希望校種コード表

中高共通区分（受験区分コード301～389で受験する者のみ、下記1～4のいずれかを選択しコードと希望校種名を転記する。

コード	希望校種名	説明
1	中学のみ	中学校のみ希望する。
2	①中②高	第一希望中学校 第二希望高等学校
3	①高②中	第一希望高等学校 第二希望中学校
4	高校のみ	高等学校のみ希望する。

(注意) 免許状を取得していないか、取得見込みでない校種は、希望できません。

K 都道府県コード表

コード	県名	コード	県名
01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県	48	外国

L 保健体育実技種目コード表

中高保健体育で受験する者のみ、選択種目のア群とイ群からそれぞれ1種目を選択し、受験申込書にコードを転記する。
 志願書提出後の変更はできないので留意する。

選択種目ア群		選択種目イ群	
コード	種目	コード	種目
1	バスケットボール	11	柔道
2	パレーボール	12	剣道
3	マット運動	13	現代的なリズムのダンス

※ 各資格・各検定試験とCEFRとの対照

英語の各資格及び各検定試験は、必ずCEFR対照表で確認してください。文部科学省のホームページから確認することができます。なお、確認が必要な内容がある場合には教職員課任用室までお問い合わせください。

18 欠格事由

【地方公務員法第16条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条による欠格事由】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者（以下の期間にある者も含まれる）
 - ・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【平成11年改正前の民法による欠格事由】

準禁治産の宣告（心身耗弱を原因とするものを除く。）を受けている者

こども性暴力防止法による対応について

令和8年1月25日から、こども性暴力防止法が施行予定となっています。性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。そのため、志願時（電子申請）において特定性犯罪の前科の有無を確認するとともに、選考過程及び合格後においても経歴の詐称や特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合には、名簿登載を取り消します。

19 問合せ先等

- 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室 TEL 043-223-4044
・千葉県教育委員会ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/index.html>
- 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所10階
千葉市教育委員会教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
・千葉市教育委員会ホームページ https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/edu_index.html
- 千葉県・千葉市教員採用情報サイト「千の葉の先生になる」内「ホームルーム」 chiba-sensei.com
教員採用や講師登録、イベント、教員のメッセージ等様々な情報を発信しています。教員採用候補者選考に係る連絡はここから行います。受験者は必ず御登録ください。また、「ホームルーム」から個別に問い合わせることもできますので御活用ください。

志願者の方へ

出願時以降も以下の登録情報が必要となります。必ず記入し、本要項は大切に保管してください。

利用者登録情報 利用者ID _____

パスワード _____

電子申請情報 整理番号 _____

問合せ番号 _____

受験番号

受験番号が決定した後、記入してください。

受験番号は第2次選考合格発表後も使用する、大切な情報です。

【 出願から第1次選考までの流れ 】

一般選考志願者等の
証明書類の提出がない志願者

選考枠対象者、特例選考・特別選考志願者等の
証明書類の提出が必要な志願者

【ちば電子申請サービスの申請者情報登録】

事前登録が必要です。(既に登録されている方は、必要ありません。)
志願の前に「ちば電子申請サービス」の申請者情報登録を行う(申請者登録情報は必ず控える)。
申請者情報の仮登録 →メールの受信
→申請者情報の本登録(申請IDとパスワードは必ず控える。)

【電子申請により「志願書」を入力・申請】

令和8年4月1日(水)午前9時 受付開始～5月11日(月)午後5時締切
「ちば電子申請サービス」にアクセスして、志願書のフォームに入力する。入力後、PDFファイルを印刷し、内容の確認を行う。内容を確認後、インターネットを経由して申請する。

申請完了のメールが届けば【申請完了】です。(整理番号、パスワードは必ず控える)。

※小学校英語教育
推進枠(一般選考志
願者)で、中高英語
免許状取得見込み
を要件としている
場合、提出書類がな
いため、郵送の必要
はありません。

【「受験区分別提出書類」と「志願書のコピー3部」を郵送】

令和8年4月1日(水)～5月11日(月)消印有効
受験科目・校種・区分により送付先が異なるので注意する。
必ず簡易書留で郵送する。

【「受験票」の作成】令和8年6月中旬～下旬

「ちば電子申請サービス」にアクセスして受験票を印刷し、厚紙に糊付けして、写真を貼付する。
受験票発行の開始については、ホームページ及びホームルームでお知らせする。

【「面接カード」・「自己申告票の作成】～令和8年7月4日(土)まで

千葉県教育委員会のホームページから各様式をダウンロードし、自筆で作成する。「志願書」の内容との整合性を確認する。面接カードに写真を貼付する。受験票に記載されている受験番号を間違えないように転記する。面接カード(両面印刷)及び自己申告票のコピー2部・返信用レターパックを用意する。

【第1次選考当日】令和8年7月5日(日)

「受験票」・「面接カード及び自己申告票の原本」・「面接カード及び自己申告票のコピー2部」・
「返信用レターパック」を会場に持参し、選考を受ける。

第1次選考免除者は、令和8年6月19日(金)から7月3日(金)までの期間に、「面接カード
及び自己申告票の原本」・「面接カード及び自己申告票のコピー2部」を教職員課任用室宛てに郵送
する。

千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点

選考方法

①第1次選考における選考内容の変更

「集団面接」を実施する区分を縮減

②「講師等特例選考B」の要件変更

昨年度、受験した校種・教科以外で任用されている場合も受験可

③「講師等特例選考C」の新設

昨年度、ちば夢チャレンジ特別選考通過者で第1次選考を受験し、令和8年5月1日現在、千葉県内で講師等で勤務している場合、第1次選考において、「教職教養」「専門教科」を免除

④千葉県地域枠の対象拡大

「私大協働」において、『千葉県の教育課題』に取り組み、修了した者を追加合わせて募集人員を拡大

⑤「千の葉の先生養成塾生特別選考」の 第2次選考内容変更

第2次選考の選考内容から「模擬授業」を廃止
「個別面接」と「適性検査」のみ実施

⑥「大学推薦特別選考」の対象教科拡大

中高美術を追加

⑦「ちばスペシャリスト特別選考I」の教科拡充

英語を追加

その他

①出願資格の変更

年齢要件を62歳未満の者と変更

②他県現職・元教諭Bの10月以降実施の名称変更

10月の選考を「秋選考」、1月の選考を「冬選考」と名称変更

③泳力調査の廃止

小学校・中高保健体育・特別支援教育受験者対象の泳力調査を廃止

教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業について

教育総務部教育給与課
教育総務部教育職員課

1 事業の概要

令和5～7年度の3年間にわたり、教職員のメンタルヘルス対策の強化を図るため、文部科学省の事業を活用して、教職員のメンタルヘルス対策に取り組んだ。従前より「学校における働き方改革プラン」に基づく業務改善を進めるとともに、メンタルヘルス研修や産業医面談等にも取り組んできたものの、精神疾患による休職者数の減少には至っていない。このため、現状を踏まえ、より効果的な支援体制の構築など、メンタルヘルス対策の一層の強化を図る必要があることから、本事業を活用したものである。

2 取組内容

5・6年度の取組みを経て、多忙な教職員においては、任意での取組みは利用が伸び悩む傾向が見られ、オンラインよりも実地型（対面）での取組みのニーズが高いことがわかった。そのため、7年度は、限りあるリソースを有効活用するために、前年度までに効果の高かった以下2つの取組みを中心にしてメンタルヘルス対策を実施した。

- ・ 専門職を活用した復職支援の仕組みを充実させる。
- ・ 研修の実施 ラインケア研修、階層別研修におけるメンタルヘルス研修、学校訪問による研修

(1) 保健師による復職支援

休職者は原則全員、30日以上病気休暇取得者のうち希望者を対象とし、委託業者の保健師が実施。

(2) 新規採用教職員に対する保健師面談

今年度採用された初任者に対して委託業者の保健師がオンラインで面談を実施し、早い段階からのサポートを実施。

(3) 各種研修の実施

- ①小児科医による発達障害の特性等がある児童生徒への対応方法についての実地型研修
- ②学校管理職向けラインケア研修
- ③学校訪問型メンタルヘルス研修

(4) セルフチェック・相談窓口の案内

千葉市ホームページ等を活用したセルフチェックの案内、スクールレスキュー・公立学校共済組合等の相談窓口を案内。

3 成果

本取組みは教職員の心理的安全性の向上や休職者数の増加抑制に一定の効果が得られていると考えている。

- (1) 保健師による復職支援については、管理職と休職者双方の不安・負担の軽減に繋がっている。管理職の個々の経験に左右されることなく、保健師が関与することで、専門的な観点から療養継続の可否や復帰時期について適切な助言を行い、円滑な復職を目指し支援を行った。

- (2) 新規採用教職員に対する保健師面談については、採用後の早い段階で面談の機会を設けたことで、「悩んだときのセルフケア方法」や「相談窓口」を案内することができた。また、学校関係者以外の第三者である保健師が相談を受けることで、普段、職場で話しづらい悩みを話すことができた職員もいた。
- (3) ラインケア研修については、3年間を通じて、すべての学校管理職を対象として実施し、部下への声かけの仕方や休復職に係る手続きについて共通理解を高めることで、風通しの良い職場づくりに貢献した。
- (4) セルフチェックや相談窓口の案内については、月1回の発行物への掲載や研修時の資料配布を通じて、定期的な周知を行った。

4 次年度の取組みについて

3年間の調査研究事業は終了を迎えるが、今後も教職員が安心して相談できる環境の整備や、円滑な復職支援体制の構築を進めていく必要がある。そのため、より効率的かつ持続可能な実施方法を検討しながら、メンタルヘルス対策を引き続き推進していく。

また、学校現場からは、予防対策や保健師による復職支援の必要性に加え、これらの取組みに対する強い期待が寄せられている。こうしたニーズに応える体制の維持・強化は極めて重要であると考えられることから、8年度以降は、これまでの3年間を通じて効果が高かった以下の取組みを継続していく。

- (1) 保健師による復職支援
- (2) 新規採用教職員に対する保健師面談
- (3) 研修の実施（ラインケア研修、階層別研修におけるメンタルヘルス研修、学校訪問による実地型研修）

なお、セルフチェックや相談窓口の利用は、メンタル不調の早期発見・早期対策に有効であることから、次年度以降も無料のサービスを活用していく。

令和８年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

学校教育部教育改革推進課

1 選抜日程

内容	期 日
出 願	令和7年11月6日（木）～10日（月）
一次検査の実施	令和7年12月6日（土）
一次検査結果の発表	令和7年12月12日（金）
二次検査書類提出	令和8年1月7日（水）～9日（金）
二次検査の実施	令和8年1月24日（土）
二次検査結果の発表	令和8年1月30日（金）
入学確約書提出	令和8年1月30日（金）～2月3日（火）12：00

2 検査内容

一 次 検 査	内 容
適性検査Ⅰ（４５分）	文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。
適性検査Ⅱ（４５分）	自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。
二 次 検 査	内 容
適性検査Ⅲ（４５分）	小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。 自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。
面接	将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力、話す力等をみる。

3 選抜方法

一 次 検 査
一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。なお、二次検査受検候補者の人数は募集定員の2倍程度とする。
二 次 検 査
小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

4 志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率

		R8選抜		<参考>		
				R7選抜		
募集定員	140			160		
志願者数	724			740		
志願倍率	5.2			4.6		
一次受検者数	700			717		
受検倍率	5.0			4.5		
二次受検候補者数	293			322		
二次受検者数	275	男	女	313	男	女
入学許可候補者数	140	64	76	160	68	92
繰り上げ内定数	28			30		

※令和４年度稲毛国際中等教育学校入学者選抜より、男女別の定員数は設けない。

千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜志願者数 (H19～R3) 千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜志願者数 (R4～)

志願者数

	H19 選抜	H20 選抜	H21 選抜	H22 選抜	H23 選抜	H24 選抜	H25 選抜	H26 選抜	H27 選抜	H28 選抜	H29 選抜	H30 選抜	H31 選抜	R2 選抜	R3 選抜	R4 選抜	R5 選抜	R6 選抜	R7 選抜	R8 選抜
合計	1633	1002	967	840	851	833	828	744	755	675	678	576	603	651	607	858	851	747	740	724

※R4年度選抜稲毛国際中等教育学校入学者選抜より男女別の定員数は設けない。

志願者数



※H19年度稲毛附属中学校開校。H20年度県立千葉中学校開校。H28年度県立東葛飾中学校開校。R4年度稲毛国際中等教育学校開校。

令和8年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について

学校教育部教育改革推進課

1 選抜日程

一般入学者選抜

志 願 受 付	令和8年2月3日(火)～2月5日(木)
	令和8年1月13日(火)～2月2日(月) ※インターネット出願 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間
本 検 査	令和8年2月17日(火)・18日(水)
追 検 査	令和8年2月26日(木)
入学許可候補者の発表	令和8年3月3日(火) 9:00 掲示及びweb

2 志願者数・志願倍率等

		千葉市立千葉高等学校	
募集定員		普通科	280人
		理数科	40人
選抜方法	1日目	学力検査(国・数・英)国・数は50分、英は60分	
	2日目	学力検査(理・社)各50分 ----- 作文	
志願倍率:志願者数		普通科	1.55倍 433人
		理数科	1.75倍 70人
入学許可候補者数		普通科	280人
		理数科	40人

(全日制の県平均 1.11倍)

※1 中国等帰国生徒の特別入学者選抜は志願者がいなかったため、実施しなかった。

千葉市立高等学校入学者選抜志願倍率

特色ある入学者選抜・前期選抜・一般入学者選抜志願倍率

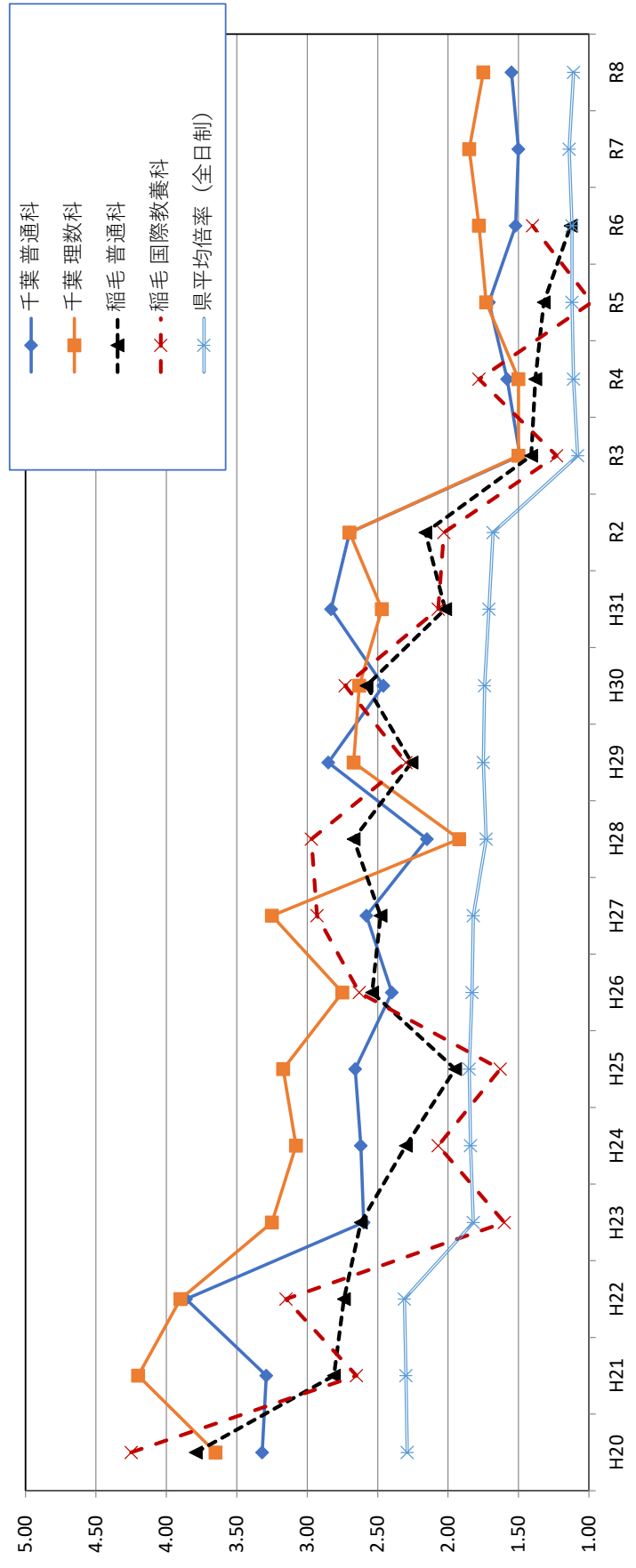
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
千葉	普通科	3.32	3.29	3.86	2.60	2.62	2.40	2.58	2.15	2.85	2.46	2.83	2.70	1.49	1.58	1.71	1.52	1.50	1.55
	理数科	3.65	4.20	3.90	3.25	3.08	2.75	3.25	1.92	2.67	2.63	2.47	2.70	1.50	1.50	1.73	1.78	1.85	1.75
稲毛	普通科	3.79	2.81	2.74	2.62	2.30	1.95	2.48	2.67	2.26	2.58	2.02	2.16	1.41	1.38	1.32	1.13	/	/
	国際教養科	4.25	2.65	3.15	1.60	2.07	1.63	2.93	2.97	2.30	2.73	2.07	2.03	1.23	1.78	0.98	1.40	/	/
県平均倍率(全日制)	2.29	2.30	2.31	1.82	1.84	1.85	1.83	1.82	1.73	1.75	1.74	1.71	1.68	1.08	1.11	1.12	1.12	1.14	1.11

特色ある入学者選抜 ←

前期選抜

← 一般入学者選抜

特色ある入学者選抜・前期選抜・一般入学者選抜志願倍率



報告事項(6)

令和8年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

学校教育部教育支援課

1 志願状況

(1) 令和8年度千葉市立高等特別支援学校入学者選考の志願者数及び倍率

募集定員	志願者数			倍率
	男	女	計	
32	31	17	48	1.500

<参考>

千葉市立高等特別支援学校入学者選考の受検者数及び倍率

	募集定員	志願者数	受検者数			倍率	入学許可候補者数		
			男	女	計		男	女	計
R7 年度	32	52	40	12	52	1.625	26	6	32
			男	女	計		男	女	計
R6 年度	32	33	22	10	32	1.031	19	10	29
			男	女	計		男	女	計
R5 年度	32	44	32	12	44	1.375	25	7	32
			男	女	計		男	女	計

2 検査について

(1) 選考日 令和8年1月8日(木)及び9日(金)

(2) 検査の内容

- ①作業能力検査 作業に対する態度、知識・技能等
- ②学力検査(50分) 社会自立・職業自立に必要とされる基礎的・基本的知識及び思考力・判断力・表現力等(国・数・理・社)
- ③運動能力検査 運動に関する関心・態度、基本的な運動能力
- ④面接 高等部生活への意欲・関心、志願理由、自己理解、集団生活への適応、コミュニケーション能力、職業・勤労観等

(3) 選考方法

入学者の選考は、中学校等の校長の作成する報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査、検査、面接の結果を資料とし、志願者の適性、意欲等を総合的に判定して行う。

3 選考結果の発表

(1) 日時 令和8年1月20日(火)午前9時 ※千葉市教育委員会教育支援課のホームページにも掲載

(2) 入学許可候補者

入学許可候補者数		
男	女	計
22	10	32

4 入学確約書の提出

令和8年1月27日(火)午後4時まで

⇒1月26日(月)の時点で、32名の確約書提出完了

令和7年度 第2回長柄ジョイントキャンプの実施について

学校教育部教育センター

1 目的

豊かな自然環境の中で、人や自然とのかかわりを通して、児童生徒の自主性・社会性を育む一助とする。

2 日時

令和8年2月25日（水）～27日（金）2泊3日

3 場所

千葉市少年自然の家

ジョイントキャンプスローガン

思いやり

～(サブテーマは個人が考える)～



【野外炊飯の様子】

4 参加者及び参観者

○児童生徒 79人、引率者 30人

学年	男子	女子	合計	1回目キャンプ参加	【施設別人数】
中学3年生	5	18	23	22	○ライトポート花見川 = 19人
中学2年生	4	14	18	16	○ライトポート若葉 = 11人
中学1年生	5	3	8	3	○ライトポート中央 = 8人
小学6年生	7	9	16	16	○ライトポート美浜 = 7人
小学5年生	3	7	10	9	○ライトポート緑 = 5人
小学4年生	1	3	4	3	○ライトポート稲毛 = 12人
合計	25	54	79	69	○中学校グループ活動 = 10人 ○小学校グループ活動 = 5人 ○来所相談・家庭訪問 = 2人 合計79人

○視察・参観者 41人（小西教育委員、学校教育部長、原籍校の校長・教頭・学級担任など）

5 主な日程（プログラム）

1日目	2日目	3日目
出発式 入所式 出会いのゲーム フリーチョイス <small>(クライミングウォール、スポーツ、クラフト、ドミノ等)</small>	朝の散歩 野外炊飯（創作なべ作り） グループチョイス <small>(スポーツ、カードゲーム、チャンバラ等)</small> キャンドルサービス	振り返りタイム 別れのつどい 退所式

6 キャンプを振り返って（児童生徒の感想より）

- ・「思いやり」をもって行動できたことは、野外炊飯で同じ班の子が野菜を切ったそうにしていたので、一緒に切ろうと声をかけることができたこと。
- ・ドライヤーを友達が貸してくれたり、部屋のみんなでウノをやったり、とにかく部屋の仲間と仲良くなれたことが楽しかった。
- ・自分だけではどうしようもないときに、周りの人が声をかけてくれたのがうれしかった。来年、中学3年になるので、優しく寄り添える先輩になりたい。

7 令和7年度第2回ジョイントキャンプの成果

- ・本キャンプの参加者は、不登校経験をもつ児童生徒であるため、宿泊を伴う集団活動は大きな挑戦であった。そのような中で、スローガン「思いやり」を軸に声かけを行ったことで、互いを気遣いながら行動する姿が増え、安心して過ごせる雰囲気が生まれた。複数回参加の児童生徒が初参加の仲間を気にかけて、活動の流れを教えるなど、不安を抱える仲間を自然に支える関係が形成された点は大きな成果である。
- ・活動の選択や役割をグループで話し合う機会を設けたことで、児童生徒は互いの意見を聞き合いながら決定する経験を積むことができた。自由時間の交流では、人とかかわりが苦手な児童生徒も、カードゲーム等の交流を通じて、短時間で仲間との距離を縮めていた。最終日の「振り返りタイム」では、自身の成長や今後の目標を語る姿も見られ、集団の中での役割意識が醸成された。

議案第12号

千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について
千葉市いじめ防止基本方針について、次のとおり改定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市いじめ防止基本方針

平成28年3月23日

千葉市

千葉市教育委員会

(平成30年3月22日改定)

(令和8年3月18日改定)

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
4 「市基本方針」における学校の範囲等	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容	4
1 千葉市が実施する施策	4
(1) いじめの防止等のための組織の設置	4
ア 千葉市いじめ問題対策連絡会	
イ 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会	
ウ 千葉市いじめ等調査委員会	
(2) 具体的な取組	5
ア いじめの未然防止	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめへの対処	
エ 家庭や地域との連携	
オ 関係機関との連携	
カ 重大事態への対処	
キ 定期的な点検	
2 学校が実施する施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善	9
(2) 学校対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置	9
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	10
ア いじめの未然防止	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめへの対処	
エ 家庭や地域との連携	
オ 関係機関との連携	
カ 重大事態への対処	
3 重大事態への対処	15
(1) 重大事態の意味	15
(2) 平時からの備え	15
(3) 重大事態の調査	16
(4) 調査する目的	17
(5) 事前説明	18
(6) 実施する調査の内容	18
(7) その他の留意事項	20
(8) 調査結果の提供及び報告	20
(9) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	21
第3章 その他の重要事項	21

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、“どの子供にも、どの学校にも起こりうる”ことを認識して、対策を講じなければならない重要課題です。

千葉県ではこれまでも、「いじめ対応マニュアル」等を作成し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的な対応、関係機関等との連携、重大事態への対処等の効果的な方法を示し、いじめが起こりにくい安全・安心な学校生活を目指して取り組んできました。

また、「人間尊重の教育」を教育施策の基調とし、心の教育や道徳教育等の充実を図るとともに、特別な教育的ニーズがある児童生徒への支援等の推進を図り、豊かな心を育み、互いに認め合う人間関係の構築に努めてまいりました。

しかしながら、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっております。さらに、インターネット上のSNS等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷や仲間はずれが行われる「ネット上のいじめ」などの新たな課題への対応も必要です。

「いじめは絶対に許されない行為である」ことを児童生徒に理解させるためには、学校のみならず、家庭生活においても、保護者からの働きかけが必要不可欠であり、学校と保護者が連携・協力して児童生徒に必要な指導を行うよう努めることが大切です。併せて、地域住民による登下校の見守りや交流の機会の確保など、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めることもいじめ防止において重要な役割となります。

このたび、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が令和6年8月に改訂されたことや、令和7年4月に施行した「千葉県こども・若者基本条例」の基本理念等を踏まえ、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために、平成30年3月に改定しました「千葉県いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を一部改定しました。

なお、千葉県立学校においては、「市基本方針」を基に、学校の実情等に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を改善し、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、学校と家庭、地域等が課題や対策を共有し、連携して取り組む体制をさらに強化してまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条（以下「法」という。）において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

法第2条（定義）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。しかし、いじめを受けた児童生徒本人が仕返しを恐れることなどを考え、それを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったとき、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処が可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当することから、法第2条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」への情報共有が必要となる。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

“いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる”ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会や生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

(5) 発達障害またはその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめを受けているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

4 「市基本方針」における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において『学校』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」と示されている。市基本方針における「学校」については、千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）、千葉市立中学校設置条例（昭和39年千葉市条例第16号）、千葉市立高等学校設置条例（昭和39年千葉市条例第17号）、千葉市立中等教育学校設置条例（令和3年千葉市条例第13号）、千葉市立特別支援学校設置条例（昭和39年千葉市条例第18号）に規定された学校とする。

また、市基本方針における「児童生徒」は、千葉市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」は、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

1 千葉市が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

ア 千葉市いじめ問題対策連絡会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「千葉市いじめ問題対策連絡会」を設置する。

本連絡会は、学校関係者、市教育委員会、市長部局、児童相談所等の関係各課・各所、県警察関係者等の委員で構成する。

イ 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会

市教育委員会は、千葉市いじめ問題対策連絡会との連携の下に「千葉市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として条例により「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を設置する（平成26年4月1日施行。）。

本委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。よって、本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（大学教授、弁護士、公認心理師、臨床心理士、精神科医など）で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問を受けて調査を行う。

ウ 千葉市いじめ等調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査を実施するため、市長の附属機関として条例により「千葉市いじめ等調査委員会」を設置する（平成26年4月1日施行）。

本委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（大学教授、弁護士、臨床心理士など）で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

本委員会は、市長の諮問を受けて調査を行う。

※なお、イ、ウの附属機関の調査対象は、原則として、いじめ、体罰、学校管理下の事故により重大事態となった事案とする。

(2) 具体的な取組

＜市教育委員会が作成し、発信配布しているもの＞

- ・「いじめ対応マニュアル」を教育支援課ホームページに掲載
- ・千葉市学校教育の課題「21世紀を拓く」（教育全般）の編集、全教職員に配布
- ・「千葉市生徒指導の課題と方策」（生徒指導全般）の編集、学校への配信
- ・生徒指導調査研究委員会報告書（いじめ事例・対応事例集等）の学校への配信

ア いじめの未然防止

(ア) 啓発活動

- a 年度初めは、クラス替えが行われるなど、児童生徒同士の間関係が変化することで、ストレスが高まったり、情緒が不安定になったりするなど、いじめや問題行動等が発生しやすい時期であるため、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。
- b 各学校において、PTAや保護者会、育成委員会等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等の、インターネットやメール、SNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブル等を防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。
- c 本市のいじめ問題への取組や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」などを、ホームページ等により、保護者や市民に広報し、いじめ防止等に関する理解の促進を図る。

(イ) 研修

- a いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校の生徒指導担当をはじめとした教職員対象の研修会等を計画的に実施し、事例をもとに教職員同士が事案を共有する機会を持つとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。
- b 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に関わる情報提供を適切に行う。

(ウ) 教育活動

- a 各学校において、人権尊重や未然防止の取組を年間計画に位置付ける。
- b 毎年、市教育委員会教育指導課で実施している生徒会交流会において、いじめ等の防止に関する自主的な活動を啓発し、その取組や成果等を全市的に広げるよう努める。
- c いじめは決して許されないことであるが、“どの子供にも、どの学校にも起こりうる”という認識のもと、児童会や生徒会活動等によるいじめの防止等に向けた自主的取組を促進する。
- d 児童生徒の豊かな情操と生命や人権を大切にすることを養うため、また、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、市教育委員会作成の道徳教育用教材「千葉市に生きる（夢 思いやり チャレンジ）」などを活用して、学校と連携しながら、道徳教育や体験活動等の推進を図る。
- e 自己理解、他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考え、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育むため、市教育委員会作成の進路学習ノート「わたしの夢」「ハローマイフューチャー」を活用して、キャリア教育の取組を進める。
- f 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを

目指し、交流及び共同学習などを通して、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

(エ) 相談体制

- a いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校における生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置、いじめを含めた教育相談体制の整備に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを行う。さらに、いつでもいじめ等の相談に対応できるよう「教育相談ダイヤル24」「SNS相談@ちば」を整備し、案内用のカードの配布や市教育委員会ホームページへの掲載により周知を図る。

イ いじめの早期発見

- (ア) 各学校で年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- (イ) 市教育委員会におけるいじめに関する通報及び相談等の窓口について明確化し、市教育委員会以外の相談機関も含めて、ホットカードを児童生徒に配布し、児童生徒や保護者、教職員、市民へ必要な周知を行う。
- (ウ) 児童生徒の発するいじめのサインに気づき、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ対応マニュアル」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。
- (エ) インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆるネットいじめへの対策として、関係機関との連携により定期的なネット巡視を行い、問題となる情報が発見された場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

ウ いじめへの対処

- (ア) 市基本方針を踏まえ、市教育委員会が学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、状況に応じて指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、学校生活支援員等の派遣を行うなど、いじめの問題解決のための適切な対応に当たる。
- (イ) 各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に位置付けられた「学校いじめ問題対策委員会」（以下「学校対策委員会」という）に、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを構成員とし、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たる。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、市教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行うなどし

て、いじめの問題解決に向けた対応を進める。

エ 家庭や地域との連携

- (ア) いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、学校評価の目標設定等により、PTAや保護者会、育成委員会等の関係団体等と連携して取り組むように努める。
- (イ) 教職員や保護者以外の、より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。
- (ウ) 異年齢児童生徒や地域の多くの大人と関わる機会となる活動を推進する上から、「明るい学校づくり推進週間」の設定などによる取組を推進するとともに、地域の様々な活動やNPO・民間団体による各種プログラムに参加できるような環境づくりに努める。

オ 関係機関との連携

- (ア) 千葉県警察、市健全育成課、市児童相談所、市青少年サポートセンター、市教育センター、市養護教育センター等の関係機関との連携を密にし、情報交換を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、事例検討会（ケース会議）等を行う。
- (イ) 学校警察連絡委員会や小・中・特・高生徒指導連絡会など、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題解決を目指した取組を進める。

カ 重大事態への対処

※ p 14 第2章「3 重大事態への対処」を参照

キ 定期的な点検

市教育委員会は、地域や児童生徒の実態を踏まえて、「目標を立てて取り組んでいるか」、「いじめが発生した場合には、教職員が連携して組織的に解決に当たっているか」、「指導計画に基づいて、アンケート調査や教育相談が実施されているか」など、各学校の取組や対応を点検するとともに、その結果を踏まえてその改善に取り組むよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等に向け、その対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

※ 詳細については、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」及び「いじめ対応マニユ

アル」を参照

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と取組の改善

各学校は、法第13条に基づき、国基本方針、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

学校基本方針には、生徒指導の重点目標、いじめ問題の課題、いじめの防止等の対策、対策組織、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処等を定め、学校いじめ防止指導計画を作成する。なお、学校基本方針及びいじめ防止指導計画はホームページ等により公開することとする。

また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について達成目標を設定し、達成状況进行评估する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) 学校対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の設置

各学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校対策委員会を設置する。組織の名称は、各学校の判断による。

学校対策委員会は、基本的に、校長、教頭（副校長）、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成される。必要に応じて、学校評議員やPTA（保護者会）、育成委員など地域の有識者も加える。内容、案件により他の必要な教職員や学校関係者も加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

学校対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。

<未然防止>

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

<早期発見・事案対処>

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

＜学校基本方針に基づく各種取組＞

○学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、
検証、修正を行う役割

○学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検
を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

学校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、当該委員会に報告・相談するよう努める。加えて、当該委員会に集められた情報は、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることとする。

また、学校基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、措置などの各取組の実施にあたっては、当該委員会において、年度毎に具体的な年間計画を作成し実施することとし、その作成等に当たっては、学校評議員やP T A（保護者会）役員、育成委員などの地域住民の意見を聴くことが重要である。また、啓発活動や相談体制などの取組については、児童会・生徒会活動等を通じ児童生徒からの意見を聴くこととする。

さらに、当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割が期待される。

加えて、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためにも、当該委員会の存在や活動が児童生徒や保護者に容易に認識されるよう工夫する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が主体となってその調査を行う場合は、この学校対策委員会を母体とし、学校職員以外の第三者の委員を加えるなどして、事案ごとに「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

※ p 1 4 第2章「3 重大事態への対処」を参照

（3）学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して、国のいじめ防止基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」や市教育委員会の「いじめ対応マニュアル」などを参考にしながら、次のような事項に留意し、具体的取組の例に掲げるような計画的な取組などを基に、創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの未然防止

“いじめはどの子供にも起こりうる”という認識のもと、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼関係を築く中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

また、全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上に努めるとともに、市教育委員会の目指す「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」の育成に尽力し、児童生徒が元気で明るく楽しい学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくこととする。

<具体的取組の例>

- ・いじめ防止に向けて、児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、主体的な取組を促す。
- ・各教科、道徳科、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない学級経営に努め、人間関係づくりや集団適応力の向上を指導・推進する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための学校独自の研修の企画、市教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施など、学校の実情やいじめの課題に応じた取組を計画し実施する。
- ・発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- ・毎年4月に全県的に実施する「いじめ防止啓発キャンペーン」や市教委で推進している「生命の安全教育」等を通じて、授業や啓発活動など、児童会や生徒会、PTA（保護者会）や地域との共同実施等も含めて、学校独自の取組を実施する。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒からも、いじめを行った児童生徒からも出ていることから、いじめのサインを見逃さないことが求められる。また、いじめ発見のきっかけの上位は、学級担任が発見、アンケート調査などの取組、本人及び保護者からの訴え、であることから、小さなサインを見逃さず、児童生徒や保護者の訴えを真剣に受け止めることが重要である。そのため、定期的なアンケートの実施や日頃から学校生活において児童生徒の観察や声かけを丁寧に行うこと、

また、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に努めるなど、積極的にいじめを認知することを心がけることとする。

＜具体的取組の例＞

- ・児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、市教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」などを基にした、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための留意事項等を整理・確認する。
- ・いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートや、「学校対策委員会」による対応など、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを作成する。
- ・全職員が、日頃より小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保ち、気になった児童生徒についての情報交換と情報共有ができるようにする。
- ・毎日の健康観察や生活記録ノート等を活用し、児童生徒の日々の変化を捉え、実効性のある計画的ないじめの早期発見に努める。
- ・学校独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。
- ・全校の児童生徒に対し定期的にアンケート方式による「いじめ実態把握調査」後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- ・児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握し、解消・解決に向けた手立てを講じるため、日々の教育相談の他に、定期的な教育相談期間等を設定する。

ウ いじめへの対処

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処することとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校対策委員会の判断に

より、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

＜具体的取組の例＞

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに学校対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・多方面から情報収集し、事実確認を明確にしながらいじめの全体像を把握した上で、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童生徒には、丁寧に話を聞きとり、「最後まで絶対に守る」という姿勢で支援する。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、適切な指導（例えば、相手の心情を理解した上での謝罪）をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行う。
- ・周囲の児童生徒には、いじめの傍観者にならないよう指導する。また、正義感をもって行動した児童生徒が次のいじめの対象になることがないように留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。
- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

エ 家庭や地域との連携

(ア) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要不可欠である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うため、家庭との連携の強化を図る。

＜具体的取組の例＞

- ・PTA（保護者会）等との共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット（SNS）利用などに関する説明会・研修会を企画、実施する。
- ・学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。

(イ) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

＜具体的取組の例＞

- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における諸会議等で紹介するなど、広報・啓発に努める。
- ・学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業に基づき、地域の実情に応じて計画した各種事業に、児童生徒が積極的に参加することにより、異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を設定する。
- ・児童福祉や青少年の健全育成に携わる地域関係者との定期的な会合や地域行事等を通して、いじめ等に関する情報の入手に努める。

オ 関係機関との連携

児童生徒の日常生活において、いじめのない健全な育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との速やかな連携が図れるよう関係づくりに取り組む。

関係機関等とは、いじめへの対応に協力を得るために、日頃から連携を密にするとともに、各関係機関等の役割や機能を理解し、積極的な情報交換を行うこととする。

いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会に報告し、学校内だけでは解決が困難な場合等、市教育委員会と連携して必要な措置を講じる。

＜具体的取組の例＞

- ・学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と市教育委員会が連携し、迅速かつ的確な初期対応を行う。
- ・市教育委員会は教育支援課が中心となり、関係各課や市青少年サポートセンター等と連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはスーパーバイザーを派遣するなどして、的確な対応を支援する。
- ・警察との連携は、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」に基づき、原則として学校管理職が警察担当者と情報共有する。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案が発生した場合には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるなど、連携して対応する。
- ・児童相談所では、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子供に関するいじめや非行等、様々な相談に応じていることから、連携して対応する。

カ 重大事態への対処

※ p 14 第2章「3 重大事態への対処」を参照

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- | |
|--|
| <p>(一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に疾患や重大な障害を生じた場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

(2) 平時からの備え

- ・すべての教職員が、法、いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国基本方針」という。）、市基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を実施する。
- ・職員会議や教員研修等の実施により、すべての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や国基本方針、市基本方針等について理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。
- ・学校いじめ基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実行的・組織的に行うための中核となる組織を常設する。

※組織についての詳細は、p9第2章「2 学校が実施する施策 (2) 学校対策委員会(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)の設置」を参照。

- ・学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておく。

(3) 重大事態の調査

ア 重大事態の報告

法第30条第1項に基づき、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

イ 重大事態の調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認める場合は、「千葉市いじめ等の対策及び調査委員会」(市教育委員会の附属機関)によって調査を行うことがある。

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

前記(1)の(一)・(二)に該当する事案について

特に(二)の不登校重大事態については、詳細の事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえ、原則として学校が主体となって調査を行う。

ただし、以下のような事案については、(イ)または(ウ)による調査も熟慮する。

- ・対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ・対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

〔調査組織〕

校長が学校基本方針において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体として、公平性・中立性を確保するため、第三者を加えるとともに、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加え、調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。なお、第三者と専門家は同じ者であっても構わない。

- ※専門家…法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者
- ※第三者…当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害を有しない者

(イ) 市教育委員会事務局が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記(ア)のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合には、市教育委員会事務局が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

市教育委員会事務局内の職員等で構成する調査組織である「教育委員会事務局いじめ等調査委員会」を設置する。

(ウ) 条例により設置されている「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

前記(ア)(イ)のうち、十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した事案について学校が主体となって調査を行った場合の調査結果、及び市教育委員会事務局が主体となって調査を行った場合の調査結果では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないまたは、地域社会に大きな影響を与える複雑な事案であると市教育委員会が判断した事案は、市教育委員会からの諮問により調査を行う。

〔調査組織〕

教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者(大学教授、弁護士、精神科医、公認心理師、臨床心理士など)で構成した「教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を設置する。

※ p 5 第2章「1 千葉市が実施する施策」(1)イを参照

(4) 調査する目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒

が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的としている。

(5) 事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。その際、調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法、調査対象者、進捗状況の確認方法等について、説明し、共有しておく。また、関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

(6) 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について」(平成26年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会は適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追

い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(7) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実確認が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学後の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に提供する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、法第30条第1項に基づき、市教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）市長に報告する。

なお、上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(9) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である千葉市いじめ等調査委員会により、再調査を行う。

この委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとする。

また、市長は当該委員会からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第3章 その他の重要事項

- 1 市教育委員会は、毎年、いじめの防止等のための対策の実施状況、その他いじめに関する資料等を千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。
- 2 市基本方針は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会によるいじめ等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。

なお、市基本方針の内容に変更があった場合、及び、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会による提言については、ホームページ等を活用し、広く周知する。



議 案 説 明

千葉県いじめ防止基本方針の一部改定について、千葉県教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき議決を求めるものであります。

議案第13号

第2期千葉市放課後子どもプラン中間見直しについて

第2期千葉市放課後子どもプランについて、中間見直しを行った結果、別添の現行プランを継続するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦



議 案 説 明

第2期千葉市放課後子どもプラン中間見直しについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第14号

千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会公印規則（昭和43年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
1 一般公印					1 一般公印				
ア 事務局用公印（略）					ア 事務局用公印（略）				
イ 教育機関用公印					イ 教育機関用公印				
番号	名称	個数	保管者		番号	名称	個数	保管者	
第1号	小学校印	<u>107個</u>	小学校長		第1号	小学校印	<u>108個</u>	小学校長	
第2号	小学校長印	<u>107個</u>	小学校長		第2号	小学校長印	<u>108個</u>	小学校長	
第3号～ 第24号	（略）	（略）	（略）		第3号～ 第24号	（略）	（略）	（略）	
2 専用公印					2 専用公印				
ア 事務局用公印（略）					ア 事務局用公印（略）				
イ 教育機関用公印					イ 教育機関用公印				
番号	名称	使用範囲	個数	保管者	番号	名称	使用範囲	個数	保管者
第1号	小学校 印	卒業証 書及び 表彰状	<u>107個</u>	小学校長	第1号	小学校 印	卒業証 書及び 表彰状	<u>108個</u>	小学校長
第2号～ 第8号	（略）	（略）	（略）	（略）	第2号～ 第8号	（略）	（略）	（略）	（略）
ウ 補助執行用公印（略）					ウ 補助執行用公印（略）				
様式第1号～様式第6号（略）					様式第1号～様式第6号（略）				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



議 案 説 明

千葉市立幕張若葉小学校の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部（略）</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課～教育支援課（略）</p> <p>保健体育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）学校部活動の地域<u>移行</u>・地域連携に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（9）～（31）</u>（略）</p> <p>生涯学習部（略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部（略）</p> <p>学校教育部</p> <p>学事課～教育支援課（略）</p> <p>保健体育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）学校部活動の地域<u>展開</u>・地域連携に関すること。</p> <p><u>（9）全国高等学校総合体育大会に関すること。</u></p> <p><u>（10）～（32）</u>（略）</p> <p>生涯学習部（略）</p>

別表（第28条関係）			別表（第28条関係）		
課	職名	担当事務	課	職名	担当事務
学校施設課	(略)	学校施設の環境の改善に関する こと	学校施設課	(略)	学校施設の環境の改善に関する こと。
保健体育課	部活動地域 移行 担当課 長	学校部活動の地 域 移行 ・地域連 携に関するこ と。	保健体育課	部活動地域 展開 担当課 長	学校部活動の地 域 展開 ・地域連 携に関するこ と。
	(略)	(略)		(略)	(略)
生涯学習振興 課	(略)	(略)	生涯学習振興 課	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和 8 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



議案第16号

千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

千葉市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり  
制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則  
第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる  
規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                         |     |           |      |            |     |            | 改正後                                         |     |     |     |      |            |            |  |   |
|---------------------------------------------|-----|-----------|------|------------|-----|------------|---------------------------------------------|-----|-----|-----|------|------------|------------|--|---|
| (課程・学科等)<br>第3条 学校の課程及び学科並びに生徒定員は、次のとおりとする。 |     |           |      |            |     |            | (課程・学科等)<br>第3条 学校の課程及び学科並びに生徒定員は、次のとおりとする。 |     |     |     |      |            |            |  |   |
| 校名                                          | 課程  | 学科        | 生徒定員 |            |     |            | 計                                           | 校名  | 課程  | 学科  | 生徒定員 |            |            |  | 計 |
|                                             |     |           | 1年   | 2年         | 3年  |            |                                             |     |     |     | 1年   | 2年         | 3年         |  |   |
| 千葉市立<br>千葉<br>高等学校                          | 全日制 | 普通科       | 280  | 280        | 280 | 840        | 千葉市立<br>千葉<br>高等学校                          | 全日制 | 普通科 | 280 | 280  | 280        | 840        |  |   |
|                                             |     | 理数科       | 40名  | 40名        | 40名 | 120名       | 理数科                                         |     | 40名 | 40名 | 40名  | 120名       |            |  |   |
| 千葉市立<br>稲毛<br>高等学校                          | 全日制 | 普通科       |      | <u>200</u> | 200 | <u>400</u> | 千葉市立<br>稲毛<br>高等学校                          | 全日制 | 普通科 |     |      | 200        | <u>200</u> |  |   |
|                                             |     | 国際<br>教養科 |      | <u>40名</u> | 40名 | <u>80名</u> | 国際<br>教養科                                   |     |     |     | 40名  | <u>40名</u> |            |  |   |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



## 議 案 説 明

千葉市立稲毛高等学校の中等教育学校への移行に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号

千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について

千葉市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

千葉市立特別支援学校管理規則（平成元年千葉市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                     |     |     | 改正後                     |     |     |
|-------------------------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| (学校の部及び学科)              |     |     | (学校の部及び学科)              |     |     |
| 第3条 学校の部及び学科は、次のとおりとする。 |     |     | 第3条 学校の部及び学科は、次のとおりとする。 |     |     |
| 学校の名称                   | 部   | 学科  | 学校の名称                   | 部   | 学科  |
| <u>千葉市立養護学校</u>         | 中学部 |     | <u>千葉市立特別支援学校</u>       | 中学部 |     |
|                         | 高等部 | 普通科 |                         | 高等部 | 普通科 |
| <u>千葉市立第二養護学校</u>       | 小学部 |     | <u>千葉市立第二特別支援学校</u>     | 小学部 |     |
| [略]                     |     |     | [略]                     |     |     |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



## 議 案 説 明

千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号

千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

千葉市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会訓令（甲）第 号

千葉市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程

千葉市教育委員会決裁規程（昭和53年千葉市教育委員会訓令（甲）第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



|                                          |            |
|------------------------------------------|------------|
| <p>(9) 属 関 構 員 旅 命<br/>附 機 の 成 の 行 全</p> | <p>[略]</p> |
| <p>[略]</p>                               | <p>[略]</p> |

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。



## 議 案 説 明

旅費制度の改正に伴い、決裁規程の専決事項及び専決者について、所要の改正を行うため、千葉市教育委員会決裁規程の一部を改正するよう、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものであります。

議案第19号

千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

千葉市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

千葉市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

千葉市学校職員服務規程(平成29年千葉市教育委員会訓令(甲)第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(復帰)<br/>第12条 病気休暇の承認を受けた場合において勤務に復帰しようとするときは、勤務復帰願に医師等の診断書その他の資料を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。<br/>2～4 [略]</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>(復帰)<br/>第12条 病気休暇の承認を受けた場合において勤務に復帰しようとするときは、<b>病気休暇</b>勤務復帰願に医師等の診断書その他の資料を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。<br/>2～4 [略]</p>                                                                                                                                                               |
| <p>(旅行命令)<br/>第16条 職員は、公務のために旅行を命ぜられたときは、<u>旅行命令簿(在勤地外)又は旅行命令簿(在勤地内)</u>にその命令を受領した旨の確認のため、押印又は署名しなければならない。この場合において、校長が宿泊を要する県外出張を命ぜられたときは、命令後、教育委員会に報告しなければならない。<br/>2 <u>公務のために</u>旅行を命ぜられた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに校長の指揮を受けなければならない。ただし、校長の宿泊を要する県外出張にあっては、事後速やかに、教育委員会に報告するものとする。<br/>(1)・(2) [略]<br/>3 <u>公務のために旅行を命ぜられた職</u></p> | <p>(旅行命令)<br/>第16条 職員は、公務のために旅行を命ぜられたときは、旅行命令簿にその命令を受領した旨の確認のため、押印又は署名しなければならない。この場合において、校長が宿泊を要する県外出張を命ぜられたときは、命令後、教育委員会に報告しなければならない。<br/>2 旅行を命ぜられた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに校長の指揮を受けなければならない。ただし、校長の宿泊を要する県外出張にあっては、事後速やかに、教育委員会に報告するものとする。<br/>(1)・(2) [略]<br/>3 <u>出張した者は、出張後</u></p> |



[新設]

**様式第 8 号の 2**

|                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>要介護者の状態等申出書<br/>( 年 月 日提出)</p>                                                                                                                                 |
| 所 属<br>氏 名                                                                                                                                                        |
| 1 要介護者に関する事項                                                                                                                                                      |
| (1) 氏 名                                                                                                                                                           |
| (2) 職員との続柄                                                                                                                                                        |
| (3) 職員との同居又は別居の別<br><input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                                                                                       |
| (4) 介護が必要となった時期<br>年 月 日                                                                                                                                          |
| 2 要介護者の状態                                                                                                                                                         |
| 3 備考                                                                                                                                                              |
| 注 1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時<br>から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略<br>することができる。<br>2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくな<br>った状況が明らかになるように、具体的に記入する。 |

様式第 24 号・様式第 25 号 [略]

第 24 号・様式第 25 号 **削除**

附 則

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



## 議 案 説 明

旅費制度の改正、並びに特別休暇の取得要件変更に伴い、所要の改正を行うため、千葉市立学校職員服務規程の一部を改正するよう、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものであります。

議案第20号

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について  
 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次の  
 とおり制定するものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程  
 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程(平成29年千葉市教育委員  
 会訓令(甲)第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に  
 下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正後                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第6条</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産業医(千葉市立千葉高等学校 <u>(以下「市立千葉高校」という。)</u>、千葉市立稲毛国際中等教育学校(千葉市立稲毛高等学校を含む。<u>以下「市立稲毛国際中等教育学校」という。)</u>及び千葉市立<u>養護</u> 学校 <u>(以下「市立養護学校」という。)</u>にあつては、健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。<u>ただし、前項第1号に掲げる者のうち、小中学校等(市立の小学校、中学校、第二養護学校及び高等特別支援学校をいう。以下同じ。)</u>に置かれる者</p> | <p>(総括安全衛生管理者等の選任)</p> <p>第6条</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産業医(千葉市立千葉高等学校、千葉市立稲毛国際中等教育学校(千葉市立稲毛高等学校を含む。<u> )</u>及び千葉市立<u>特別支援</u>学校 <u> )</u>にあつては、健康管理医とする。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる者は、職員のうちから教育委員会が選任する。</p> |

は、教育総務部教育給与課長の職にある者をも  
って充てる。

3 [略]

(委員会の設置)

第16条 法第18条及び第19条の規定に基づ  
く衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員  
会」という。） を設置する事業場は、  
別表第2のとおりとする。

(組織)

第19条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者  
とする。

(1)～(3) [略]

(4) 小中学校等

に設置

する衛生委員会にあっては、教育総務部教育  
給与課の職員のうちから教育委員会が指名し  
た者

(5) [略]

2・3 [略]

3 [略]

(委員会の設置)

第16条 法第18条及び第19条の規定に基づ  
く衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員  
会」という。） の名称及び設置する事業場は、  
別表第2のとおりとする。

(組織)

第19条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者  
とする。

(1)～(3) [略]

(4) 小中学校等 (市立学校(千葉市立の小学  
校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特  
別支援学校をいう。以下同じ。))のうち勤務  
する職員が50人未満のもの及び教育機関(学  
校及び本庁その他衛生委員会に所属する教育  
機関を除く。)をいう。以下同じ。)に設置

する衛生委員会にあっては、教育総務部教育  
給与課の職員のうちから教育委員会が指名し  
た者

(5) [略]

2・3 [略]

別表第 1

| 事業場              | 総括安全<br>衛生管理<br>者 | 安全管理<br>者 | 衛生管理<br>者 | 産業医    |
|------------------|-------------------|-----------|-----------|--------|
| 市立千葉高校           | 人<br>1            | 人         | 人<br>1    | 人<br>1 |
| 市立稲毛国際中<br>等教育学校 | 1                 |           | 1         | 1      |
| 市立養護学校           | 1                 |           | 1         | 1      |
| 学校附属の給食<br>場     | 1                 | 1         | 2         | 1      |
| 小中学校等            | 1                 |           | 1         | 1      |
| 本庁その他            | —                 |           | 1         | —      |

別表第 2

| 委員会     | 事業場          |
|---------|--------------|
| 衛生委員会   | 市立千葉高校       |
|         | 市立稲毛国際中等教育学校 |
|         | 市立養護学校       |
|         | 小中学校等        |
|         | 本庁その他        |
| 安全衛生委員会 | 学校附属の給食場     |

別表第 1

| 事業場                               | 総括安全<br>衛生管理<br>者 | 安全管理<br>者 | 衛生管理<br>者 | 産業医     |
|-----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|---------|
| 市立学校（職<br>員が50人以上<br>の場合に限<br>る。） | 人<br>各1           | 人         | 人<br>各1   | 人<br>各1 |
| 小中学校等                             | 1                 |           | 1         | 1       |
| 学校附属の給<br>食場                      | 1                 | 1         | 2         | 1       |
| 本庁その他                             | —                 |           | 1         | —       |

別表第 2

| 種別        | 名称                           | 事業場                           |
|-----------|------------------------------|-------------------------------|
| 衛生委<br>員会 | 衛生委員会の上に各<br>学校の名称を付した<br>もの | 市立学校（職員が50<br>人以上の場合に限<br>る。） |
|           | 小中学校等衛生委員<br>会               | 小中学校等                         |
|           | 本庁その他衛生委員<br>会               | 本庁舎その他                        |
|           | 学校附属の給食場安<br>全衛生委員会          | 学校附属の給食場                      |
|           |                              |                               |

別表第 3

| 事業場          | 総括安全衛生管理者 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 産業医 | その他の委員 | 計 |
|--------------|-----------|-------|-------|-----|--------|---|
| 市立千葉高校       | 1         | 1     | 1     | 1   | 4      | 7 |
| 市立稲毛国際中等教育学校 | 1         | 1     | 1     | 1   | 4      | 7 |
| 市立養護学校       | 1         | 1     | 1     | 1   | 4      | 7 |
| 学校附属の給食場     | 1         | 1     | 2     | 1   | 4      | 9 |
| 小中学校等        | 1         | 1     | 1     | 1   | 6      | 9 |
| 本庁その他        | —         | —     | 1     | —   | 1      | 2 |

別表第 4 [略]

別表第 3

| 事業場                       | 総括安全衛生管理者 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 産業医 | その他の委員 | 計  |
|---------------------------|-----------|-------|-------|-----|--------|----|
| 市立学校<br>(職員が50人以上の場合に限る。) | 各1        | 各1    | 各1    | 各1  | 各4     | 各7 |
| 小中学校等                     | 1         | 1     | 1     | 1   | 6      | 9  |
| 学校附属の給食場                  | 1         | 1     | 2     | 1   | 4      | 9  |
| 本庁その他                     | —         | —     | 1     | —   | 1      | 2  |

別表第 4 [略]

## 附則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

職員数が50人以上となる市立学校において、新たに衛生委員会を設置するほか、所要の改正を行うことに伴い、規程の一部を改正するため、千葉県教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第21号

令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について

令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について、次のとおり定めるものとする。

令和8年3月18日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

- 1 出願書類等受付  
令和8年11月5日（木）～11月9日（月）
- 2 一次検査実施  
令和8年12月5日（土）
- 3 一次検査結果の発表  
令和8年12月11日（金）
- 4 報告書・志願理由書等の提出  
令和9年1月7日（木）～1月12日（火）
- 5 二次検査実施  
令和9年1月24日（日）
- 6 選抜結果の発表  
令和9年2月1日（月）



## 議 案 説 明

令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものであります。

議案第 22 号

千葉県指定文化財の指定について  
千葉県指定文化財を次のとおり指定するものとする。

令和 8 年 3 月 18 日提出

千葉県教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 名称員数等

| 名 称          | 員数    | 種 別             | 所 在 地                                                                       | 所有者 |
|--------------|-------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 加曾利貝塚<br>出土品 | 149 点 | 有形文化財<br>(考古資料) | 千葉県若葉区桜木<br>8-33-1<br>(加曾利貝塚博物館)<br>千葉市中央区南生<br>実町 1210<br>(千葉県埋蔵文化財調査センター) | 千葉県 |

~~~~~

議 案 説 明

新たに千葉県指定文化財として指定することについて、千葉県教育委員会組織規則第8条第12号の規定により、議決を求めるものであります。

令和8年教育委員会会議第3回定例会 座席表（教育委員会室）

